

令和2年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年9月3日から令和2年9月15日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年9月8日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

傍聴者の皆さん、暑いところ大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第3号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、8番、佐藤宗太君、9番、山口享君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第2、これより一般質問を行います。

まず、通告により7番、小畑博司君、登壇願います。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

7番、小畑博司でございます。通告により一般質問をいたします。

コロナ禍と残暑厳しい中でありながらも、たくさんの方が傍聴においでいただきましたことは、町政への大きな期待が込められてのことと、改めて身の引き締まる思いがいたします。

さて、あの忌まわしい原発事故から10年目を迎えましたが、いまだに多くの県民の方が全国、北海道から沖縄まで、各地に避難されており、ふるさとへ帰れない状況が続いております。本当に悔しく切なく、怒りの入り混じった感情を抑えきれません。あの事故によって、「補償金をたくさんもらった」とか放射能に対する情報の不足や、過小評価・過大評価などの混乱によって家族をも分断され、離婚にまで至っている方も少なくないようであります。思い起こせば、避難先で「放射能がうつる」といじめを受けた子どもさんがいたり、福島ナンバーを付けた車が敬遠されたりしたことも思い出されます。一刻も早い事故の収束を願うばかりであります。

今はコロナ禍の第2波真つ最中ともいわれておりますが、政府はコロナの拡大を防ぐ

防疫システムを着々と進めるどころか、放棄しているといっても過言ではありません。

「3 蜜回避」、「新しい生活様式」など、個人の自粛があたかも唯一の感染症対策であるかのように毎日繰り返し、東京や大阪などの大都市もこれに追随しています。その姿勢がコロナにかかったら自己責任へと転嫁され、罹患者や事業者が標的にされているのではないのでしょうか。政府の無策が、またもや原発事故で福島県民が差別と分断を受けたように、コロナ禍の中で国民の分断と差別を生み出しているような気がしてなりません。

このような中であっても、明日を見据え、10年後を展望し、元気な・楽しく・安心な町へと進むために、厳しい財政を立て直すべく、齋藤町長はじめ全職員が一丸となって取り組まれているようであります。私も、一般質問をとおしてまちづくりに参画をしていきたいと思えます。

昨日の同僚議員からもSDGsについての掘り下げた議論がありましたが、齋藤町長が常々持論とします「持続可能なまちづくり」につきまして、同様の観点から質問をするものであります。繰り返しになりますけれども、SDGsとは、簡単に言えば貧困と飢餓を世界からなくそう・エネルギーをみんなに・人や国の不平等をなくそう・海の豊かさを守ろうなど「世界を変革するための17の目標」であります。この目標に向かって、誰一人取り残すことのないように、これがこのSDGsの真髄であります。

また、皆様ご存知のように、17歳の少女、グレッタトゥーンベリさんが昨年9月に国連で行った演説は壮烈でありました。「多くの人たちが苦しみ・多くの人たちが死んでいます。すべての生態系が破壊され、私たちは大量絶滅の始まりにいます。それなのにあなたたちが話しているのは、お金のことと、経済発展がいつまでも続くと言うおとぎばなしばかり。恥ずかしくないのでしょうか」と。こんな少女の痛烈なグローバル経済社会に対する批判も心にとめながら、次の質問にお答えいただきたいと思えます。

大枠は、持続可能なまちづくりをどのように展開するかであります。まちづくりについては総論を伺います。

以下、具体的な部分は農業を中心にお伺いするものであります。

今年3月に閣議決定された「食料、農業、農村基本計画」これをどのように受け止め、町は活かしていくのかについてであります。

1999年、約20年前に新基本計画としてこの計画が出されました。今回の改訂にあたり危機感を抱いた全国町村会、それから中山間フォーラム、JAの全中、全国生協連などから、昨年11月、次々と緊急提言が改訂審議会に出されました。「強い農業」や「農業の成長産業化」これらが前面に出た策定計画に対しての危機感からだったようであります。「過度に農業生産性を追求した政策は、地域の働く場やコミュニティ形成の場を喪失させ、中山間をはじめ地域の人口減少をさらに深刻なものにするとともに、集落の維持・発展を阻害することが懸念される」との町村会の提言をはじめ、各関係団体からも提言され、これらの提言を受けた形で3月に発表されました。その内容には大きな影響を与えたものと信じています。

SDGsが世界中の目標になりつつある現在において、当然の提言が各界からなされたことは力強く感じておりますが、どのように受け止めておられるのか伺います。

あります。

二つ目には、このコロナ禍で示された教訓をどう活かすか、についてであります。

大きな教訓といたしましては、一般的にいわれておりますのは、「生存のための戦略物資の国内供給」であります。二つ目には、「低密度地方圏の再評価」東京と坂下の違いであります。これが再評価されている。「小さな政府の反省」が三つ目であります。1994年から次々と廃止をされ、半減してしまった保健所、あるいは感染症対策の専門家、この小さくなった形で、体制で、感染症対策がどうにも行き詰まってしまっていることが反省点としてあげられているようであります。

もう一つは、食料自給率の向上でございます。2018年、日本の食料自給率は37%でありました。1999年に提言された食料農業農村基本計画においては、2025年に45%を達成するという目標でありましたが、今回の提言でも先送りされた形で2030年が目標になっているようであります。国の目標は目標として、我が町においても、あるいは我が地域においても食料自給率の強化、向上、食料生産のバランス、それらを大きな課題ではないでしょうか。

これら、この中で明らかになった教訓をどのようにまちづくりに活かしていくのか、お聞きするものであります。

三つ目には、人・農地プランの実質化の進捗を伺う、についてであります。中山間地域をはじめ、全町的にコミュニティの維持や農地の維持、文化の継承、これらは喫緊の課題ではないでしょうか。コロナ対応は重要であり大変でありますけれども、まちづくり、地域づくりににギアを入れる転換点ともいえるのではないのでしょうか。多様な形態での地域づくり、農業経営、コミュニティ維持のあり方を模索し、楽しいまち・地域にするために、そのもととなる人・農地プランの実質化の進捗について伺うものであります。

大きな2番でございますけれども、町長も私も農業がこの町の基幹産業であると考えております。それは共通するものと思っております。どうしたらこの町が活性化できるのか、移住定住を進めることができるのか、ないものねだりではできない。この町が持っている資源、素晴らしい人、優良な農地、それから素晴らしい自然であります。これらを活かしてこの町を活性化することが可能だと信じています。

そこで提言型になりますけれども、三つほど提言をいたします。

一つ目には、JAの皆さんや担い手の方々とともに、有機無農薬米の一大の産地化で、さらに安心なまちづくりにつなげられないか。

二つ目には、女性農業者を中心とした野菜塾を開設するなど、Iターンなどの新規就農者の受け皿をつくってはどうか。

三つ目には、坂下で農業をしたい地域おこし協力隊員を募集して、オーガニック野菜地帯をつくり、学校給食に活用してはいかがでしょうか。

以上、提案を申し上げ、壇上からの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

皆さんおはようございます。

7番、小畑博司議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

「食料、農業、農村基本法」は、農家と非農家の所得格差の是正を目的とした農業基本法に代わり、1999年7月に国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的に施行されたものであり、翌年3月には、食料、農業及び農村に関する施策についての基本方針や食料自給率の目標等、四つの項目からなる基本計画が制定され、これまで4回の改正がなされております。

今般、閣議決定した基本計画においては、生産農業所得や新規就農者数の増加を要因として改革の成果は着実に現れてきたと一定の評価をしつつ、農業、農村の有する多面的機能を十分認識したうえで、農業の持続性確保に向けた人材の育成、確保や農地集積等の農業生産基盤の強化などの「産業政策」と、農村を維持し住み続けるための条件整備や雇用機会の創出等の「地域政策」を両輪で推進していくことを基本方針とし、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村振興に関する施策が大きな柱として位置付けられております。

本町農業においては、農業従事者の高齢化や農業者不足が進行し、農業者数の減少が農業を介した農村コミュニティの衰退につながっていると認識しております。特に、中山間地域においてはこの影響が大きく、今後、集落の共同活動や保全活動が成り立たなくなり、景観の形成や文化の伝承など、農村が有する多面的機能の維持が困難となることも危惧されるところであります。

町といたしましても、基幹産業である農業を活性化させ、魅力とやりがいのある産業として確立し、将来にわたって持続的に発展させていくためには、担い手の育成、確保と、農村コミュニティの再構築を両輪で進めていくことが極めて重要であると考えておりますので、日本型直接支払制度の活用を継続するとともに、基本計画に掲げられた施策を着実に実行していくことで、さらなる農業振興と農村の活性化を図り、持続可能なまちづくりにつなげてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第1の2と3及び第2についてお答えいたします。

はじめに、第1の2についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による本町農業への影響につきましては、緊急事態宣言に伴う外食産業や冠婚葬祭業の営業自粛により販路が縮小したことに加え、各種イベント等の自粛もあり、肉用牛や花きの取引価格の暴落、野菜においては取引停止等、町内畜産農家及び園芸農家において収入減少等の大きな打撃を受けたところであります。

町においては、いち早く国の支援制度である高集積作物次期作支援事業に応募し、野菜農家11戸、果樹農家14戸、花き農家18戸の生産継続支援に取り組んでおります。

緊急事態宣言解除により、取引価格、量ともに、昨年度並みに回復しつつありますが、本町の主要農産物においては、現在出荷中であるもの若しくは今後出荷を迎える品目が数多くあり、今後の感染拡大により再度緊急事態宣言が出されれば、以前にも増して多くの品目において取引価格下落等の影響を受けるものと懸念されるところであります。

町として、個々の農業者が持続可能な農業経営を確立するためには、JA等への出荷、販売を農業経営の柱としながらも、消費者ニーズを的確にとらえた新たな生産品目の導入や販売手法の多角化、新たな需要の開拓による販売リスクの分散化等に取り組み、経営を進化させていくことも重要であり、JAや関係機関等と一体となって、このような取り組みを積極的に支援して行く考えであります。

さらに、コロナ禍では緊急事態宣言時における国民の食料の安定供給に果たす農業の役割を再認識する機会となったことから、今後さらなる地元農産物の消費拡大に向け、近隣町村も含めた学校や病院、介護施設等の給食における地元産農産物の活用や地産地消を推進して行きたいと考えております。

次に、3についてお答えいたします。

人・農地プランの実質化につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足が進行する集落において、これまで築き上げてきた集落農業や伝統文化などを後世にしっかり引き継ぐことを目的に、昨年度からスタートした事業であります。農業者アンケート調査に基づき、今後の集落農業を担う経営体の位置付けや農地集積の方針等について集落内で徹底的に話し合いを重ね、策定されたプランを「実質化された人・農地プラン」として町が認定するものであります。

本町においては、平成24年度から策定が進められ、これまで46集落において44プランが策定されております。その内、プランの実質化に取り組むとした集落は29集落28プランとなり、既に12集落において町職員が主体となって話し合いをスタートさせたところであります。

この実質化に向けた取り組みにおいては、プラン策定は手段とし、「集落の農地と農業は集落で守る」を基本理念としながら、集落の将来像を見据えた中心経営体の位置付けや集落農業の継承、農地集積の方針等について、徹底的に話し合うことを最大の目的に位置付けしており、この話し合いを契機に集落コミュニティの再構築と集落ぐるみでの集

落農業の継承につなげてまいりたいと考えております。

次に、第2の1についてお答えいたします。

本町における水稲栽培の主体は慣行栽培であります。有機栽培米は付加価値が高い反面、栽培管理効率が悪く、病虫害被害による収量減少や周辺農地への被害拡大等のリスクを伴うため、町内においては、環境保全型農業直接支払事業と一体的に取り組んでいる農業者もおりますが、今年度においては1農業者248aの作付まで減少しているのが現状であり、産地形成は非常に難しいと考えております。

次に、2と3についてお答えいたします。

本町における新規就農の状況につきましては、平成24年度以降18名が新規就農し、就農形態は親と経営分離しているものの、実質的に親元就農が大半を占め、その多くが野菜を経営品目とした就農となっております。

新規就農者の育成、確保は、農業を活性化させ持続可能なまちづくりにつながる重要な取り組みであると認識しておりますが、Iターン等による新規就農者を受け入れるための環境整備については、進行していないのが現状であります。

しかし、現在、人・農地プランの実質化を集落ごとに進めている中で、果樹園については担い手への集積が困難であり、従事者の高齢化と後継者不在による農地の継承が大きな課題としてあげられていることから、果樹農家を受け皿として、新規就農希望者や地域おこし協力隊をマッチングしていく仕組みを進めていきたいと考えております。

このように、地域農業を守ることを目的として、農業者をはじめ多くの方々からのご意見、国・県等の関係機関の各種施策を注視して、第6次振興計画に掲げている施策を着実に推進して行く所存であります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

私、壇上からの質問の中でも、町長と一致する部分として、農業が我が町の基幹産業であるということの認識については、当然一致するであろうというふうに申し上げました。現在、人口の減少はとどまっておりますし、農業だけではなくて商工業含めまして、高齢化と後継者の不足というのは同じように進んでいると思います。

そんな中で、じゃあ何を基本に、何を柱に人口の減少を食い止める、移住定住を進めていくのか、この農業というのが私は非常に柱になり得るというふうな認識をしてるんですけども、町長はその辺の認識というのはいかがなものでしょうか。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

確かに本当に、やっぱり町の基幹産業は農業という部分は変わらないと思います。ただ生産量とか経済的な算出から見れば、もう今、大惨事だという方もおられますけども、この会津坂下町の環境、自然環境、それから生産に携わる人たちを見れば、農業主体ということをおは考えております。

ただ、その中で、ご承知のように、やっぱり生産して生活していくのには、いかにして生計を立てていくかが非常に大きな問題になります。そういった意味で、昔であれば、こういう言い方はあれなんですけど、200人くらいで持ってた農業の土地、ここは特に水田単作になってますので、それがもう今は100分の1でできるくらいの状況です。それに代わる分としての、いかに就労できる、雇用できる機関を誘致するかというのは、やっぱり産業全体の問題になりますけども、その中においてもやっぱり農業生産を主体として持続していくためには、もう今は個人に頼っている時代ではありませんし、当然、後継者がいないと、現実の中でどういうふうにやっていくか、それも生産団体としてやっていく部分もありますけれども、集落としての考えがどうかというのも、また大きな部分になります。ただそこも、やっぱり今は個人家庭の後継者だけじゃなくて、集落としての後継者もおられません。

そういった意味で、これは一つの例えなんですけど、やっぱりそういう問題はもう私の近辺にもありますし、私の村でもあります。その中でも、集落みんなで集まって、これからどうするんだと相談して、じゃあこの地域の中で生産組合をつかってやっていけないかと話になりますが、じゃあ誰がやるんだという話になります。そういう意味では、それをどうやっていくかというのは、これは大きな課題であります。

やっぱりその一つのヒントとして、やっぱり国、県が進めている中間管理機構をどう利用するか、その中において本当にやりたい後継者がいたら、その部分をどうカバーするか。そしてもう一つ、農業、農家を守るという部分と農業を守るという部分と、地域を守るという部分、私は全然別だと思うんですけど、今は割と勤められる方も60から65、70くらいに退職になりまして、その後でやられる方もおられます。これもやっぱり一つの後継として捉えるべきだと思います。

そして、よそから入ってこれる分の確保ができるか、これやっぱり基盤として、まず土地の確保ができるかという大きな問題になります。そういう意味では何回も申し上げけども、やっぱりこれは集落、個人、あるいは町だけでできるんじゃないで、県の中間管理機構を利用した中で、さらにそこに入ってこれる、先ほど来、議員提案しておられます地域おこし協力隊、それをいかに引っ張ってくれるか。ただ、それで全ての解決にはなりませんけども、一つのきっかけにはなると思うんです。

それ全体をやっぱりみんなで共有する。その一つの方向付けとしては、地域物産を活かす意味の、道の駅のようなものもそうありますし、観光物産協会で行っているよう

なカタログ販売とか、町の発信するというんですか、やっぱりホームページも含めた中で、それがいかにできるかだと思います。多面的なところから考えていかないと、この問題は解決できないと思いますので、いろんな提言をちょうだいしながら進めていきたいと思います。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

一つの形を町全体に押し広げるといふわけにはいきませんし、それぞれ条件がありますので、その条件の良さを活かした中で、多様なあり方というのを担わざるを得ないと思いますけれども、ただ、それぞれの地域に任しておいただけではなかなか進まないというのも現実だろうと思いますし、一つのモデルとして力を入れて、行政が力を入れて、その集落の農地の維持のあり方だったり、コミュニティの維持のあり方だったりというのをつくっていく、引っ張っていくというのも一つの手法かなというふうのは思いがしております。

というのは、これ何回もお話しましたがけれども、窪倉地区におきましては、キュウリ、花、トマト、水稻でありますけれども、それぞれに後継者が、新しい後継者ができたり、新しい就農者ができたりということで、20 軒足らずの集落ではありますけれども、非常に目の前に素晴らしい経営をしている例がある、素晴らしい生活をしている若い人がいるということを目の当たりにして、後継者が育っているというような例もございます。

ただ、条件それぞれみな違いますので、私の住んでいるところ、それこそ果樹と田んぼと、若干アスパラもありますけれども、そういった中では、またどういった形で進めていくのか、それぞれ難しさもありますけれども。

逆に後継者の育成という形では、本当にいないのかというと、実はそうでもない。町の中に勤めているけれども、それだけでは生活はできないような待遇で働いて、親掛かりでいるというような方も、結構いらっしゃるのかなと思います。自分だけではこれから先の生活もどうなのかと不安を抱えつつも、農業によって立つことに自信がもちろんないがために、そういう状態であるのかなというような思いも、私、勝手にしてるんですけども。

そういった意味では、先ほど申し上げましたように、行政が先頭に立って引っ張っていく一つのモデルというものをつくりあげる。それは全てに共通するものではないけれども、そういったまちづくりというものもあるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

今ほど議員おただしのおり、私もそう思います。今、人・農地プラン、進めておりますが、それがまさしくその話し合いの場であり、まずは基本的な地域の単位として、集落ごとに、やっぱり状況は水稻がメインか、果樹がメインかというようなことで集落ごとに違いますので、その集落ごとに誰を担い手にしていくのか、何を品種の新しい、米だけではなくて、新しい品目を新たにつくっていくのか含めまして、町が中に入って、綱渡しをして、一緒になって計画をつくっていくというようなことがまず一番というところで考えております。

◎7 番（小畑博司君）

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番（小畑博司君）

私ちょっと生意気に、コロナ禍で示された教訓など、先ほど申し上げましたけれども、現在、我が町でも、平地におきましては特に農地の集積が進んでおりまして、50hを超える経営体もござりますが、加えて町長から常々話されているのは、水稻だけでも非常に不安定、先々わからないというところがござりまして、50hといえども雇用の安定も含めて考えれば、非常に大変だとすれば、ハウス園芸であるとか、それらも含めてやっていくようにしてほしいというような話がござります。

私が申し上げたコロナ禍の教訓というのは、町長はどのように考えて、農業分だけで結構ですけども、保健所が減らされて小さな政府になってしまっていて、感染症がうんぬんというのは一般的な話ですけども、我が町にとってどういった教訓だというふうに思われますか。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

なかなか難しい問題です。今ほどの繰り返しになりますけども、こういう言い方すると誤解されるかもしれませんが、我が町の農業経営者、若い人は非常に頑張っていると思います。私は本当そこ頑張っていると思います。ですから、頑張っている人たちをみんなで応援してやるというのも、これ非常に大切な部分だと思います。これは経済的な応援の仕方とか、金銭的な問題じゃなくて、やっぱり気持ちの応援の仕方。そういうことがやっぱり仲間を増やすという一つにつながりますし。

そしてもう一つ、やっぱりここは水田農業単作地帯でやってきて、やっぱりこれは面積を増やさなきゃ経営が成り立たないという非常に限られた環境があります。その中で、我が町、みんなその方が努力したというのは、やっぱりそばです。やっぱり減反政策の中にそばを植えて、そばを、生産物を出すだけじゃなくて、6次化、私、6次化の柱だと思っているんですけど、そばをちゃんと売れる状態まで出して、いい品物を出して、それを広めていって、それがそれで商売になるようになりました。

だからそういう意味で、これよその町村の人たちも言うんですけど、我が町は割とよそから見れば耕作放棄地はないよと、山間部にいけば別です。そういう意味では、そばは割と畑、田畑関わらず狭いところに植えられますので、ただそれでもやっぱり請け負う人たちが経済的にその面積では合わなくても、全体の中でやってくれるというか、そういう形があるから今成り立っている部分があります。ただ、それもやっぱり限界があります、後継者ができるということ。

これで、一つのこのSDGsにも入っているので、ちょっと答弁長くなって申し訳ないですけども、昨日来、出てましたように、町の人口、今年は昭和の合併から65年になります。65年の中で人口がどう変わったかという、1万人減っています。大きな数です。そこで不思議なんですけど、世帯数は1,000世帯増えてます。これは65年の中でどういうふうな変遷できたか私はわかりませんが、増えているということ自体、これが一つのヒントになるんじゃないか。

昨日もある議員からの質問の中で、人口の減少の中、自然動態というんですけど、その数字から見れば若干上回っていると、そういう答弁ありました。これはやっぱりそういう施策をした、社会動態の人口の中で若干増えているということなんです。そう理解していいと思います。増えてるんだけど出生率が減っていると、これはどういうことかという、やっぱりよそからいっぱい入ってきてるとということだと思います。

よそから入ってきている分は、あるいは意味での産業、いろんな会社関係ありますけども、その部分をやっぱり農業部分に入れられるような、これ理想かもしれないですけど、そういう施策というのもこれから広げていくことが、これをやっていくには中だけで考えるんじゃなくて、やっぱりそういう数字も含めていくというのは必要じゃないかなと思っております。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

農業の活性化でまちづくりを推進しように移ります。有機無農薬米の一大産地化は非常に難しいというお話でございますが、今日、傍聴におみえになっている政所の皆様方、環境保全型の農業を皆さんで営んでおられます。私も昔は有機無農薬米をつくっていたんですけども、より安全で安心なお米を提供するという。ただ有機無農薬米です

と、病害虫にかかりやすいとか、ということをおっしゃいますけども、そんなことはないという事例も結構あるんですね。収量自体は化学肥料を使いませんので、収量自体はそんなに期待はできませんけれども、7俵であったり8俵であったり、反収当たりの収量が見込まれて、見込まれるというか、私自身はそういう収量でございました。逆に化学肥料を使っていた時代には出た稲麴病とか、それは出なくなったりとか、そんなこともあったり、あるいはメダカだったりドジョウだったり、そういうものが帰ってきたりという、いい面もございます。

ただこれ全体的なバランスもあるだろうと思いますけど、適地適作ということで、昔から農業はいわれておりますけれども、ただそこにやっぱり坂下町として付加価値を付けて、坂下町に行くところに行っても本当に安心して安全な美味しいお米が食べられるというふうな産地づくりというのは、やっぱり人を寄せることにもつながるんじゃないかなと、大きな期待が持てるんじゃないかなというような思いもあるんですけども、難しいということだけではなくて、もう一步突っ込んでお答えいただけますか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

有機米につきましては、今ほど環境保全型の直接支払事業ということで、環境型の農業というものは、たくさん、皆さん取り組んでる方いらっしゃいます。しかしながら、これは堆肥はもちろんですけども、低農薬とか、除草剤とかというようなことで、これはある程度使用しております。有機米となりますと、一切これが使えなくなるということで、通常は田植えのときにカミマルチを張って除草対策をしますが、それ以降、有機米となりますと、その除草対策が非常に大変な作業というふうに思います。この手を加えて、この秋の9月、稲刈り前までに相当の手を入れて作業をしないと、この除草対策というものができないということでもあります。

この一体的な産地となりますと、やはり除草対策がちゃんとできればいいんですけども、100%除草対策ができればいいんですが、通常ですと、よく見られるのが、今ごろ、9月稲刈り前になりますと、特にクサネムとか、ヒエ、コビエなどがいっぱい、米よりも、稲よりも多いような田んぼも見受けられます。そうなってしまいますと、やはり周辺農地の農家の方から苦情がきたり、それから下流のほうの水田、水利の下流のほうの農家の方から、当然苦情も入りますので、その一体的な、団地化したみたいな産地化になりますと、これはやはり環境的にもなかなか対応が難しいんじゃないのかなというふうに考えているところでありますので、この一大産地というようなことは難しいんじゃないかというふうに考えております。

また、中山間地域のほうで有機米の、また産地化となりますと、有害鳥獣、ちゃんと手入れを、100%手入れをするばいいんですが、そうしないと有害鳥獣のかっこうの餌

場とか、棲家になってしまうという恐れもありますので、町としては一大産地という考えはちょっと難しいなというふうに考えております。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長 (水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

坂下は、当町は素晴らしい農地、田んぼがたくさんございますけれども、コシヒカリといえども全国で米の品種は何百種類とございますので、競争が非常に激しくなっていると思います。いつまでもそこに、これは大丈夫だというふうには言えない状況があると思います。先駆けて、やっぱり付加価値を付けた取り組みによって、より安定した生産というのができるのかなと思いますし、隣、宮城県では、玄米食用の食べやすい、美味しい米を、品種を特産化して、町が推進して植えているようでございます。

ただ、私が言っているような有機無農薬米でみんなコンセンサス取れるのか、みんなじゃあやましようとなるのかどうかというのは、何も言えないところでありますけれども、私自身は非常に魅力を感じているところであります。

現在、子どもさんの中でも、発達障害の方が何%という割合で、結構増えてきているかのように聞いております。その原因としては、ネオニコチノイド系の農薬がうんぬんというふうに言われていたりもします。ただ、それだと決めつけているわけではございません。そんな研究がされている中で、じゃあネオニコチノイド系の農薬だけは除いて、我が町ではやろうというふうな取り組みをしているところもございますし、やっぱり安全安心を追求するというのはきりがいいものではございますけれども、坂下町でこの産業をずっと続けていくために、農業、あるいは米を基本としていくなれば、やっぱり一歩突っ込んで、10 年後、20 年後見据えた中で、この農業の計画というのを、農業者の皆さん含めて話し合っしおく必要があるのかなというふうな思いですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、2 番に移りますけれども、女性農業者中心として野菜づくりということなんですけど、これ、ぜひ実現してほしひなと。今年中途から地域おこし協力隊、1 人ということなんですけども、10 分の 10、本当に国のお金で素晴らしい人材というか、人材を得られると、そしてまちづくりに活かしていけるということでございますから、この前々から言ってますけれども、一人や二人ではなくて、この町でこういうことやってくれという一つとして、あなたはこの町で、ぜひ野菜をつくってくれと、それもオーガニックの野菜をつくってくれと、それで移住してくれないかというふうな訴えをして、入っただければいいと思っんですけど、実際に全国各地で畑作で頑張ってる方もいらっしやいますけど、3 反歩の作付けで 1,200 万ぐらひ収益をあげていらっしやる方もいらっしやいます。路地の野菜です。雪が降る、降らないもありますけど、それは石川県だったので、雪もある程度は降るところではございます。

田んぼだけではそんな収益は簡単には望めませんが、畑だといろいろな形で収入もあり、仕事もあり、そして住むところを準備さえすれば、喜んで定住していただけるのではないかなということ、具体的な提案をするためにも、この受け皿というのは、ぜひともやっぱり必要になるかなと思います。まして新規就農であれば、一から覚えなければいけないということなので、ぜひともこういう受け皿を、受け皿を恒久的に張り付けてつくるというのは難しいと思いますから、女性農業者の皆さんにご協力いただきながらということなんですけど、再度いかがでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

そういう、今ほどの農業をやりたいという女性がいらっしゃれば、大変歓迎でございます。来年度から、まずは農業にはじめるにあたっては、資金も必要ですので、新規就農の年間最大150万の5年間という補助制度もございますが、そちらのほうは来年度から、やはり人・農地プランの担い手に位置付けないと出ない、補助金に対応ならないというように来年はなります。ということで、まずはそのどの農地、どの地域の農地のところで何をやりたいのかというようなことで、その地域、人・農地プランの集落の方の理解も必要ですし、その農地の中間管理事業を通しての手続きも必要ですし、そういう部分にあたっては町のほうで仲介役をして、積極的に取り計らっていきたいというふうに思います。

先日なんです、そういう女性がブドウをやりたいというようなことでいらっしゃいました。将来的にはブドウをつくって、自分でワイナリーをやりたいという方で、町外の方です。坂下町の農地を借りてやりたいという方いらっしゃいました。その方は、来年からはもう自分で長野県のほうに、法人のほうにブドウをつくっている法人のほうに農業実習に行くというような決めているそうです。1年か2年かわかりませんが、帰ってきて坂下町のほうに帰ってきて、それからブドウをつくりたいというような方もいらっしゃいますので、そういう方については町のほうでも積極的に仲介をして、地域、人・農地プランのその地域、借りる農地も場所も決まっているようなので、その集落のほうに町も入って話し合いを進めていきたいというようなことで進めております。以上でございます。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

時間が2分しかなくなっちゃったんであれですけど、難しく考えすぎかなと思うんですけども、女性で農業をしたい人に来ていただくということで、人・農地プランうんぬん、すぐそこにいく必要は何もないと思うんですね。野菜をつくっている人を手伝いながらノウハウを覚えつつ、町おこしの仕事もするという中で、200万の国の金を使ってやってもらえばいいわけですし、そのほかに生活費というのを別にできますので、150万はその後でやればいいと思うんですね。それはやり方いろいろありますけど。

とにかく、今ある、町が金をかけなくてもできる町おこしにもなると思いますので、ぜひとも、もっともっと情報を集めていただきながら、移住定住、あるいは町の活性化につながるような施策を職員一丸となってつくっていただくようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、小畑博司君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により4番、赤城大地君登壇願います。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）（登壇）

4番、赤城大地でございます。通告に従いまして、ご質問いたします。

第1に、自主防災組織の育成事業についてお伺いいたします。

第6次振興計画において安心安全な環境づくりの中に含まれているこの事業では、機能別消防団などの活用や住民意識の向上により地域の自主防災体制の強化を図っていくとされております。この地域の自主防災体制の強化とは、具体的に何をどのようにしていくことなのでしょう、お伺いいたします。

また、消防団の班域の見直しについて、今年度実施予定となっております各分団主導で、その見直し作業が進められている現状ではありますが、新たな課題や疑問が見つかっているのも実情です。そこで、この班域の見直しについて、どのような目的で行っているのか、またどのような波及効果を期待しているのかお伺いいたします。

併せて、見直し後の各班の屯所など、消防設備の今後の方針についてお示してください。

第2に、水害予防対策についてお伺いいたします。

昨年度の台風19号や、つい先日の豪雨など、近年これまでにない頻度で全国的に水害が発生しております。本町においても例外ではありません。その中で、細工名区内や片門区内、五香区内での湛水などの水害が過去10数年、同一場所で繰り返し発生していると思われ、地域防災計画の中の水害予防対策においては、排水路の整備について、過去において湛水した地域の整備を必要性の高いものから順次進めていくと記載されております。今さら私などが申し上げるまでもなく、特にこれらの地区における水害

の防除対策については、多年にわたり町行政をはじめ行政区や土地改良区など、関係機関がそれぞれに対策を思案してきたと存じます。しかしながら、結論を申し上げます、いまだ解決に至っていないのが実情です。当該地区の住民の皆様の安心安全な環境が守られているとは言い難いと思われまます。

これらの対策についてどのような思案、検討が重ねられてきたのか、また今後どのような対策が妥当と考えているのか、これを機会に改めて検討を重ねていただきたく、お伺いいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前 10 時 53 分）

再開は 11 時 5 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

4 番、赤城大地議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 についてお答えいたします。

近年、全国各地で地震、豪雨、台風等の自然災害が頻発しております。特に、気候変動による豪雨災害は、益々激甚化・頻発化し、毎年、全国各地で河川の氾濫、浸水害、土砂災害などを引き起こし、国民の生命・財産に大きな被害をもたらしております。

福島県でも、令和元年度東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨により、甚大な人的・物的被害が発生しました。当町では、幸いにも、人命にかかわるような大きな被害はありませんでしたが、いつ・どこでも起こりうることを認識し、安心・安全な地域づくりのため、防災組織体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化し、自然災害に事前から備えることが重要であると考えております。

このことから、地域全体の防災力の向上に結び付く自主防災組織の整備を促進して、防災組織体制に万全を期すものであります。「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識のもとに、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、各行政区等を単位として自主防災組織を設置し、地域に密接し、迅速かつ的確な災害応急活動が行える編成とすることが重要であります。

また、日常の自主防災活動として、正しい防災知識の普及啓発や防災訓練の実施、防災用資機材の整備・点検など、非常時においても確実に対処できるよう備えておくことが重要であります。

町といたしましても、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、各地域における防災訓練をはじめとして、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、消防団・各種防災関係機関と連携しながら、安心・安全な地域づくりを進めてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第1の2についてお答えいたします。

はじめに、(1)についてお答えいたします。

会津坂下町消防団は、昭和30年4月に1町5ヶ村の合併と同時に、団員数640名で発足をいたしました。その後、常備消防部の発足、会津若松地方広域圏整備組合広域消防署の設立などを受けて、段階的に団員数の適正化を図り、平成30年4月に条例定数500人となっております。

会津坂下町消防団発足当時と、現在の社会情勢を比べてみますと、人口減少や少子高齢化、団員の被雇用者比率の変化など、現体制にそぐわない部分が浮き彫りとなっております。特に、被雇用者比率は、全国の統計を取り始めた昭和40年には26.5%でしたが、令和元年では73.8%に上昇しており、会津坂下町では83%となっております。いわゆる消防団員の雇用者、いわゆる会社員ということだと認識をしていただきたいと思います。その方が83%となっております。このため、平日の日中に災害が発生した場合、すぐに現場に駆けつけられる団員の減少が問題となっております。

町といたしましては、災害時に迅速に駆けつけられる初動体制を確立するため、現在、分団長を中心に班域の見直しを検討しているところであります。

次に、(2)についてお答えをいたします。

班域の見直しの結果、団員数が少ない、あるいは確保できない班について、隣接する班との統合ということになれば、機動性が課題となってまいります。火災を中心とした災害においては、初動の体制が早くできるのが課題となることから、連絡体制、訓練等により課題解消に努めてまいります。

なお、消防施設につきましては、施設の維持管理に支障をきたす場合には、分団や行政区と協議のうえ、適正に対応をしてまいります。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私からは、ご質問の第2の1についてお答えいたします。

本町内の河川としましては、阿賀川を主水系として、只見川、宮川、旧宮川が主な河川であります。4河川とも、近年の河川災害の教訓を踏まえ、全国的に河川の強靱化事業が進められており、本町内の河川も、国や県において、水害防止対策として浚渫工事や堤防の補強工事を実施しているところであります。

具体的には、阿賀川下流部は長井・泡の巻・津尻の3地区が連続する狭窄部となっており、出水期には上流の有堤区間の水位上昇に影響を及ぼし、併せて、支川や用水路が集中する区間でもあることから、堤内地の水が本流へ排水できなくなり、内水氾濫が頻発することを防ぐため、狭窄部解消工事を泡の巻地区においては、平成10年度に完成し、津尻地区では、平成20年度に完成しており、最下流部であります長井地区におきましては、平成21年度に事業に着手し、現在整備中であります。

これらの工事の結果、昨年度の大雨時におきましても、上流部におきましては、急激な水位上昇がみられず、泡の巻・津尻の改修効果が表れてきているものと考えており、最下流域の長井地区を早期に完成させていただくことにより、地域の安心・安全が、より一層、確保されるものと期待しているところでございます。

また、福島県管理の「宮川」におきましては、県施工で伐木及び河道掘削を継続して実施中であり、今年度においては、3工区で、約960m、1万4,000m³の土砂を浚渫する予定であります。

同じく県管理の「旧宮川」におきましても、伐木及び河道掘削を継続して実施中であり、今年度は4工区で、約2,200m、5,200m³の土砂を浚渫する予定であります。

同じく県管理であります「只見川」におきましても、県施工の洪水対策事業として、片門地区及び舟渡地区で護岸の拡幅及び嵩上げ補強工事を実施中であり、さらには、出水時には堤内地の水が本流へ排水できなくなることにより、内水氾濫が起きることは防げないため、内水による浸水防止対策として、大型ポンプが設置できるようクレーン車等が配置できる作業スペース及び排水ポンプを設置できる柵を補強工事とあわせて整備していただいているところであります。

これら事業により、洪水などによる災害の発生防止および人家への浸水被害の軽減が図られるよう、町としましては、早期完成に向けて、引き続き、国・県に要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

◎議長(水野孝一君)

再質問あればお願いします。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

まず、答弁の中に不明瞭なことがあったのでお伺いいたします。地域の自主防災組織というのは、私、勝手ながら消防団の延長かなと思っていたんですけども、地域自主防災組織の設置とあるので、そうではないんだなということで、これについて詳しく伺いたいと思います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

地域の自主防災組織というのは、消防団とは全く別組織というようになります。今、赤城議員も金上地区でありますので、金上地区が非常にモデル的な部分でやっているというようなことで、私も3年前に総務課長に就任して、消防の防火パレードまわらせていただきました。何度かここでも私申し上げたかもしれませんが、東原地区でもうすでに消防団を退団された方が、ヘルメット、それから蛍光のベストを着ながら消防団と一緒に並んでいたと、私も初めてそのとき見たとき、何かなということで、後で聞いてみたら、そういった自主防災組織というようなものをやって、いろんな連携を取りながら、いわゆる先ほど町長の答弁の中にもありましたとおりに、要するに消防団員が活動できないときには、その補完的な組織として、そういった自主消防組織というようなのを組織してやっているというようなことをお聞きしましたので、そういったところですね。

あと、ついでにちょっと私、金上地区のこと申し上げましたので、申し上げますが、村田地区、目黒議員さんも村田地区でいらっしゃいますが、たぶん議員さんが消防団の幹部やられていたころだと思うんですけども、集会施設、これも県のコミュニティ助成事業で、たぶん建てられたというようなことで、その同じように、福原地区もそれで建てたというようなところあります。

その県のコミュニティ助成事業の中に、そういった集会所、集会的な施設を建てる場合には、そういった防災の関係の条項も入れなさいよというようなことで、そういった防災の組織なんかもつくりながらやっているというようなことで、そういったのを地域の消防団とは別組織というようなことで、消防団の補完的な後方支援といいますか、そういった組織だというようなことで認識をしていただきたいというふうに思います。以上です。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

それを全地区において進めていくという理解でよろしいですね。

もう一つ不明瞭だったところが、消防団の班域の見直し、その目的は何かと伺ったんですけども、ちょっと、災害時に迅速に駆けつけられる初動体制を確立するためということでお答えいただいたんですが、もう少し詳しく伺いたいと思います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

災害時に迅速に、その災害現場、いわゆる火災が主なだと思えますけれども、そこに赴くというようなことになるんですが、実はその消防ポンプ、これは7分団、坂下町にあります、各7分団に1台ずつポンプ車があります。それからあと、積載車という、可搬式のポンプを積んだ、いわゆる積載車、ポンプといいますか、積載車ですね。それが金上地区は1台多いんですが、各班に2台ずつそういうのがあります。いわゆるそういった車両を持っているところが機動班というような分類になってます。その機動班を動かすためには、ポンプ車の場合は最低5人いるということが基本であります。積載車の場合には最低4人が必要だ。

そういった場合に、各分団、分団というか、班のほうでポンプ車、あるいは積載車というようなものを所持しているわけですが、その場合に、例えば今ほど会社のほうに勤めてらる方が、だいたい8割以上、今、坂下町ではいるということですので、なかなかその火災のときに、地元の自分の班に戻って積載車を運転したり、ポンプ車を運転したりして火事場へ移動することが、ちょっと難しいといった、そういう状況において、今度は班域を見直しまして、広域な部分で、ある程度いろんなところからその人数を確保して現場に向かうと、そういった目的が第一の目的というようなことで、今、班域の見直しを、分団長さん、副分団長さんが各地区の環境といいますか、状況といいますか、そういうの一番やっぱり詳しく存じ上げているわけですので、そういったことをやっているというようなことであります。

ただ、今ちょっと実際に新年度、令和2年度になりまして、コロナ禍というようなことで、実際には新年度になってからの新しい班長さんの辞令交付に1回集まって、そのほかに幹部会議というものが2回しか、まだやれないような状況なんです。そういったところも考慮しながら、分団長さん、副分団長さんがいろいろ知恵を絞りながら頑張っていたら、今まとめていただいているというようなところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長 (水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

一旦、第2のほうの再質問にしたほうが議論が深まると思うので、そちらのほうの再質問、先にさせていただきます。

まず水防対策について、土地改良区においては、検討されているようなことはございましたでしょうか、内水氾濫について。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

土地改良区自体で水害対策ということにつきましては、過去からも、その土地改良事業によって水害を防ぐというようなことはやっていないということでございます。土地改良区としては、まずは大雨が降れば、当然、頭首工、水を引く頭首工あるんですが、頭首工のまず門を閉めることが大事になります。

結局、樋門、宮川に、細工名ですと、宮川のほうに水が出るようになっていますが、そこも結局は、災害を最小限に防ぐために樋門を閉めるということになります。結局、溜まる水につきましては、雨水、天からの水、雨水で溜まるということになりますので、その防災、今の答弁にあったようですけども、改良区としても、そういう場合にはポンプ車で排水するしかないというような考えでございます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長 (水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

内水氾濫が片門区内と細工名区内とあるわけなんですけども、今ほどの答弁、課長の答弁でもそうですし、建設課のほうからあった答弁もそうなんですけど、これポンプで排水するということですね。つまり、現状ではそういった状況が起こった場合はポンプで排水しているということになるんですけども、そういった現状が今のところ最善策だということで、お考えだということでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

内水氾濫、排水ゲートを閉めるものですから、雨水の部分については排水ができないということで、内水が溜まっていくという部分があります。どうしてもその部分については強制排水をせざるを得ないという部分でございますので、片門地内でありまして、雨水が全部、山からの水も含めて片門地内を通過して只見川のほうに排水されるという部分がありますので、只見川の水位が上がれば自然とフラップゲートが閉じてしまいますので内水が溜まってくる。それは強制的に排水せざるを得ないという部分で、町としましてもその作業スペース、作業できる場所並びにその集水柵の補強をしていただきながら、排水できる体制づくりを県のほうに要望して、続けてきたということで、今回、作業スペース、排水柵が設置することが、補強工事と併せて設置することができたというふうな状況になります。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

細工名区においては何かありますでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今、宮川の部分については、これから補強工事の部分については計画がなされていないというふうに聞いております。なされた際につきましては、やっぱり一番下流域の部分になりますので、集水柵並びに排水作業できるようなスペースの確保という形では要望してまいりたいというふうには考えております。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

やっていただいているということなので、今日、本当はここではっきりと示していただ

きたかったのは、この問題は町じゃないとか、この問題は県だとか、この問題は土地改良区だとか、いろいろ細工名区の方々も、これまでずっと何十年もずっと同じ状況にいたわけなので、その都度、なかなか解決しないというこの現状がある。宮川、あの川というのは、大昔に人口でできた川なので、細工名区にしてみれば、言葉悪いんですけど人為的にああいう状況にさせられてしまっているということもあります。

そういった中で、関係各所いろいろあるんですけども、これはいったい誰の責任で解決していくべきものなのかということはどう考えているのか、誰の責任のもとでこれは解決していくべきものと考えているのか、お伺いいたします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

誰の責任といわれましても、その責任の所在というのが誰にこれやっていいの、その部所部所でもって、例えば阿賀川の河川であれば国管理である。宮川であれば土地改良区が絡んできたりというようなところもありますので、誰がどうではなくて、やっぱりいかに解決していくかというようなことを議論していかなくちゃ、私はならないんじゃないかなというふうには思います。

その中で、先ほど建設課長のほうから答弁もございましたが、宮川の掘削というのはこれからやっていくんですよね。どうしても細工名区については、あくまで雨水なんですよ、雨水が、大雨が降った場合にどうしても排水できない、それで、宮川の水路が上になっている、だからそこまで排水するために、排水ポンプをあげるというようながいつものパターンなんです。それをどうやってじゃあ解決していけばいいんだというようなことを、やっぱりそれぞれのいろんな関係機関、その辺を調整しながらやっていかなくちゃならない。ただ、今のところは、今、建設課長が申し上げたような対応、対処をしていかなければならないというようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

言葉に大変失礼があったんですけども、言葉悪いですけども、たらい回しというか、なかなか解決しない現状があるということで、責任を持ってしっかりと、町行政として関係各所に連絡、協力を図るのも、たぶん町行政の責任だと思います、これは。そういったこともしっかりと図っていただきたいと考えております。

そうであるならば、これで第1の質問の再質問に戻るんですけども、この自主防災組織の強化についても、今ほどの雨水の内水氾濫については、技術的にすぐの解決は難しいということ、現状のポンプ排水しかないということなんですけれども、そうであるならば、この自主防災組織の強化についても、当然ながらといたらあれなんですけども、せめてそれらを補うような自主防災組織の設置、あるいは消防団の班域の見直し、機動性の見直しということになるんだろうとは思いますが、果たして本当に内水氾濫、この消防団の班域を見直したことによって、例えば、今回については内水氾濫です、火災とかは別として。内水氾濫についての当該地区の皆さんの不安というのは払拭されるのでしょうか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

払拭するような対策をしていかなければならないというようなことです。じゃあ具体的に何をやればいいのかというようなことですが、今ほど来、申し上げているような消防団、これが消防団が水害とか、そういった場合には、今度、水防団に変わります。水防団を補完するような自主防災組織の方々が、例えば土のうを積んだりとか、そういった消防団なり、その町のいわゆる対策なりが始まるまでの間の、初動的な対応をそういったものでやっていただきたいというようなことであります。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

そうであるならば、この事業に、消防施設の整備事業とも合わさるとは思うんですけども、例えば資機材の整備、あるいはポンプの配置換え、見直しにあたって、その配置換えなんかも合わせることが可能なかなとこう考えるんですけども、いかがでしょうか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

それは、基本的にはやっぱり第3分団の中で、やっぱり考えていただく問題だとは思

いますが、ただ町としても、その辺も含めた中での、いわゆるポンプ車、積載車の配置というようなことでお願いをしたいというふうに思います。ただ、町としても、実際に可搬ポンプと、ポンプ車を持っていても、なかなか排水は、去年の場合は、台風 19 号の場合は雨量も、床下浸水までの雨量はちょっとなかったんですけども、ただ、排水するためには、やっぱりどうしても建設業組合であるとか、そういったところのご協力がないとできないというようなことで、実際には昨年度は、阿賀川の河川の北陸地方の、いわゆる国のほうの協力をいただいて排水ポンプを配置して、排水作業をしたというのが現実であります。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

ここで議論すべきことではないのかもしれないんですけども、実際、消防団の班域の見直し、主導、分団で行われていると思うんですが、もちろん皆さんもご存知のとおり、消防団というのは、もちろん町行政の組織ではあるんですが、それを超えて行政区と密接な、複雑なつながりをもっています。今、実情を申し上げれば、その消防団の分団の中での行政区との関わりですね、それをいったいどうしたらいいのかということで難航しているのも事実のようです。そこについて、町としてどういった考えで臨んでいるのか、あくまでそれは町の、消防団は消防団だからという考えでいくのか、それとも、行政区との調整の役割を果たしていくのか、いかがでしょうか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

基本的に行政区の調整となれば、駐在員というようなことで区長さんなり、自治会長さんなりといのが実際いらっしゃるの、その部分になってくるかと思いますが、ただ消防団員として、じゃあどういうふうにして町と関わっていくのかというようなことがありますけれども、今年は本当に、春から、いわゆる検閲もできないような状況であるわけなんですけれども、ただその中でも、幹部の皆さん、いわゆる大幹部といわれる団長、副団長を中心に、それからあと分団長、副分団長なりと連絡を取りながら、やっぱり訓練なり何なりをしていくと。やっぱりそういった有事の際には対応できるような体制は常にとっておきましょうというようなことで、通常の訓練なり、水防訓練なり、防災訓練なりというなの、今年もできない、今のところできないでおるわけなんですけれども、そういったのを新入団員を対象として、各分団で対応してくださいねといったり、

そういった町との連携ですよね。そういったのも必要になってくると。

あとは、町との連携というようなことで、消防団員の皆さんばかりにお任せするわけではないんですけれども、区長さん、あるいは民生委員さんと連携を取りながら、今年、いわゆる支援、要支援、ちょっと名前変わったんですけれども、支援者の方々の名簿の作成なんかも新たにつくったところです。今ちょうど配布していたり、もう持っていかれたところもあるんですけれども、そういった内容で、今いろいろ、火災ばかりではないというようなところの支援の仕方、関わりの仕方というのをやっていくというようなところで連携を取ってますので、その辺はご理解をお願いをしたいと思います。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

ちょっと論点がずれてきてしまってるので、端的に伺いたいんですけれども、今日ここで明らかにしたいのは、この自主防災組織の既成事業ということで、第6次振興計画の実施計画にも載っております。今年度、この班域の見直しということでされる予定だということなんですけれども、班域の見直し自体については分団主導だ、自主防災組織の設置については各行政区の、各地区の方々にお任せする。じゃあ町行政としては、いったい何をやるんだということをお伺いしたいんです。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

消防団としては、団として独立した組織としてありますけれども、ただ我々もやっぱり消防団の事務局として入ってますので、町としてやっぱり総務課なり、危機管理室なりが関わっていくというようなことで、その辺は対応はしているというふうに認識はしてます。ただ、今言ったように、要するに自主防災組織というものについては、町のほうも関わりながらしていく、班域の見直しについても、当然これは町のほうも関わっていくわけです。そういったもので、今現在、各分団のほうで調査をしているというようなところでありますので、その辺は十分ご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

わかりました。

最後に一つ質問ありますが、消防団屯所について、今お答えいただいたと思うんですけども、消防団のその屯所について、今後の見直しがあった際に、消防施設整備計画もあると思うんですが、どうなっていくのか、特に可搬のポンプとかについて、いったいどういうお考えになっているのかということ、今現在の方針がもしあれば、お願いします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

基本的には、まだ班域の見直しも決定してございませんので、基本的には今の、いわゆる例えば、金上班なんかの場合ですと、樋口分のほうも一緒の班になっているというようなところありますよね。そういった場合に、樋口分のほうの消防団員が、例えば、もう事情で今誰もいないんだと、しかし、そこに可搬のポンプは置いてあります。それをじゃあ引き上げるのかというようなことは、今はそれは考えてございませんので、そういった事情も含めながら、これから検討していくというようなことであります。

ただ、その、まだたたき台にもちょっとなっていないような状況で、班域の見直しというようなこともあるんですが、基本はやっぱり火災のときに機動班が動けるような体制を取りたいというのが第一だというようなことで、私、先ほど申し上げた理由でありますので、その辺を念頭に置きながら班域の見直しをやっていくというようなことでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

たたき台にもあがっていないということなんですけども、令和 2 年度の事業としてあがっている、この進捗についてお伺いします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

これは、私ここに来たときからそういった関係で、各分団の中で調査はしています。本来であれば赤城議員おっしゃるように、今年ある程度の結論を出さなくちゃならないというようなことでありますけれども、なかなかそこまで、このコロナ禍の中で、今日のコロナ禍の中で、思うような会議なり、その辺の報告なりというようなところがないような状況であります。

ですから、うちのほうでまだ資料も出せない、そういった意味でたたき台も、原案というようなことも策定ができないような状況でありますので、この辺についてはちょっと状況も見ながら、決定をしていきたいというふうに思います。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

まだまだ議論は尽きないところでございます。今後とも継続して議論すべきことと思っております。

以上をもって質問を終えさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

これをもって赤城大地君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、3 番、物江政博君登壇願います。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

皆さんこんにちは、3 番、物江政博でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

第1に、有害鳥獣駆除についてお伺います。

この質問は今回が3度目になります。私はこうしてる間にも近くにいる鳥獣が当町の農地を我が物顔で駆け巡ってると思うと気が気でなりません。町は平成30年度に作成された会津坂下町鳥獣被害防止計画の元、令和元年から令和3年の3年間における有害鳥獣の被害防止に尽力を尽されてることを計画しましたが、最近、有害鳥獣の動きが活発化してるように思われます。果樹・畑作そして稲作農家の方々にとって一年間かけ、今、収穫を迎えるときに、どこからともなく現れ農地を荒していくことに、痛恨の思いを感じます。

鳥獣にとっては我々を困らせることを目的として行動してるのではなく、生きるためであることは確かであります。鳥獣も生きるのに必死であります。それでは我々はどうすればいいのか、常識的には有害鳥獣を農地に近づけない、生息地の撤去、個体数削減などあることは周知とおりです。ここで質問します。

質問の1として、当町における有害鳥獣駆除の実態を問う。今回、私は有害鳥獣の中でもイノシシとカラスに絞って質問をします。

まず、イノシシですが、当町においては、まだ農地と作物の被害はあるものの人的被害は起きてません。イノシシは非常に神経質で警戒心の強い動物といわれています。体重は成獣、大人で70kgにもなり、刺激すると時速45kmで突進するともいわれています。なおかつ、鋭い牙を持つため襲われれば重軽傷を負うのは必然です。また、イノシシは年に一度、4月、5月にかけて出産し、4、5頭の子どもを生まります。それだけ繁殖力もあるということです。また、生息地は山沿いから平地にかけての雑草が茂る森林から草原にかけ、身を隠せるやぶや水場に巣をつくりますので、当町の地形的環境を考慮すればイノシシの生息には適していることがわかります。つまり農地のごく近くにいるということになります。

今、収穫を迎える果樹農家の方の中には、イノシシ対策として自費で電気柵を張り巡らしている方もいますが、隣接する無防備な農地への対策にはなりません。人的被害と農地を守るためには集落全体をカバーすることが必要と思われます。そしてまた、個体数を減らすだけでなく、その利用方法も考えてはいかがでしょうか。ここで質問をします。

- (1)被害のある地域住民との連携は進んでいるか。
- (2)個体数の増加の要因をどう考えているのか。
- (3)個体数を減少させる策として里山整備は考えているのか。
- (4)捕獲したイノシシを町おこしの資源として活用できないか。
- (5)速やかな捕獲のための規制緩和は可能か。

続いてカラスの問題ですが、前回も質問しましたが、旧坂下町でいえば、各自治会との連携はとれているか、その進捗状況をお知らせください。質問します。

- (1)当町の考える一番の追い払い方法とは。
- (2)カラスの糞害の対策を伺う。

続きまして、第2として防災行政について伺います。

全国的にコロナ禍の中、甚大な災害が各地において発生しています。この会津地方には被害は及んでませんが、コロナの陽性者は出ております。災害の対応とコロナ対策を同時に行うには、よほどの訓練を重ねないと難しいと感じます。

そこで当町の避難所の運営を含め伺います。

- 1、コロナ禍における当町の防災拠点の運用を問う。

以上、壇上よりの質問とします。

答弁願います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

3番、物江政博議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

8月19日に会津地区でも初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症ですが、日に日に感染者数は増加傾向にあります。このような状況下にあっても、自然災害はいつ、どこで起こるかわかりません。令和2年7月の豪雨災害では、全国で多くの避難所が開設されました。

当町でも、避難所開設・運営マニュアルを基本に、コロナ禍においても迅速かつ円滑に実施できるよう対策を講じてまいります。資機材の確保、間仕切り、簡易テント、段ボールベッド、消毒液などを準備し、三つの密を避けるため2mのソーシャルディスタンスの確保や定期的な換気をするとともに、避難所内の共用スペースなどはこまめな消毒を行います。

また、受付時に体温測定や健康チェックを行い、発熱やせきなどの症状がある方や、濃厚接触者を別のフロアへ案内するとともに、保健所の指導や消防署と連携し対応してまいります。

また、二本松市役所における感染の報道がございましたが、感染のいかんによっては、防災拠点を閉鎖し、他施設への拠点の移設等の処置も検討を要しておかなければならないことと考えております。

以上のことをふまえ、今後、関係部署職員によるコロナ禍における災害時業務継続計画の確認や避難所開設・運営訓練を実施し、万全を期してまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

私からは、ご質問の第1の1と2についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

本町における有害鳥獣駆除の状況につきましては、8月末現在、ツキノワグマについては7集落において14カ所に捕獲わなを設置し、6頭を捕獲いたしました。イノシシについては6集落において9カ所に捕獲わなを設置し、4頭を捕獲し、ハクビシンについ

ても9集落において13カ所に捕獲わなを設置し、13頭を捕獲したところであり、捕獲数は今年度5ヵ月間で昨年度1年間の捕獲数を超えている状況にあります。

農作物等においては、収穫前の食害、果樹の枝折り、水田においては水稲や畦畔の掘り起し等、昨年度以上に被害が増加している現状にあり、今後秋の収穫時期を控え、被害の増加が懸念されるところであります。

次に、2の(1)についてお答えします。

イノシシの被害防止に向けましては、被害状況を的確に把握し迅速かつ効果的に電気柵や捕獲わなを設置するとともに、農業者においては草刈りや樹木伐採等、農地の保全管理の徹底をお願いするとともに、周辺集落とも情報共有し、町、集落、住民と連携して被害防止に取り組んでいるところであります。

さらに、緊急的に被害防止、拡大抑制への対処が必要と判断した場合は、町所有の電気柵を貸出し、設置支援を行っております。

また、被害防止には地域住民一人ひとりの問題意識と心がけ、さらには集落一体となった取り組みが必要であることから、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した電気柵等の設置を推進するため、今後も被害集落を中心に説明会を開催してまいります。

次に、(2)についてお答えいたします。

イノシシの個体数増加の最大の要因は、年に4、5頭を出産するといわれる旺盛な繁殖力であると考えられます。それに加え、狩猟者の減少、地球温暖化に伴う冬期間の暖冬による自然死の減少、耕作放棄地や放置果樹の増加に伴う生息域拡大等の外的要因も個体数増加の背景にあると考えております。

次に、(3)についてお答えいたします。

イノシシの個体数を減少させる方策としましては、捕獲駆除以外に有効な方策はないと考えております。しかし、農作物や農地への被害を未然に防止していくためには、個体数減少に向けた対策と農地等の適切管理による侵入防止対策を並行して展開していくことが重要であります。

現在、農地周辺の適切な管理については農地所有者にお願いしておりますが、緩衝帯いわゆる里山については管理が行き届いておらず、格好の隠れ場所やえさ場となっているのが現状であり、この緩衝帯対策と電気柵等による防護対策を併せて実施することが一層の被害防止につながると考えております。

また、ふくしま森林再生事業でも該当する場所については、整備について活用してまいります。

次に、(4)についてお答えします。

有害鳥獣を資源とした地域おこしは全国的に取り組まれており、特に国内でもブームとなっている「ジビエ」、いわゆる食肉やペットフードとして加工販売し、地域活性化につなげようという動きが全国的に展開されております。

しかし、本県においては東日本大震災の原発事故以降、野生鳥獣の肉に関して摂取制限や出荷制限が継続されており、会津地域におけるイノシシ肉は平成25年から出荷制

限されている現状にあることから、町おこしの資源としての活用は困難であると考えております。

次に、(5)についてお答えします。

イノシシの捕獲につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可が必要となります。

本町においては、県からの権限移譲により既に許可権限を有しており、捕獲するにあたり迅速な対応ができる態勢となっております。以上でございます。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第1の3についてお答えいたします。

はじめに(1)についてお答えいたします。

カラスによる被害については、カラスの糞害やごみの食い散らかしなど生活環境の悪化及び周辺地区における農作物被害が大きな問題となっており、本町においても町内の自治会と連携し、あらゆる手法を用いて、町内においては追い払い、周辺地区においては会津坂下町鳥獣被害防止対策実施隊による捕獲を実施しているところであります。

現在までスターターピストル、レーザーポインター、拍子木、追い払い用の拡声器、箱罾、銃器における駆除、さらには営巣・停留防止策を東北電力やNTTに依頼するなどして対策を講じてきました。しかし、これらの対策は効果的であっても一時的なもので、時間が経てばすぐにカラスは慣れてしまいます。

その中でもレーザーポインターについては、一定の効果を発揮しており、旧町内に滞留する個体数に減少傾向の変化が見られました。この結果を踏まえレーザーポインターでの追い払いが現時点で最善の策と判断しており、引き続き有効活用していきたいと考えております。

また、カラスの集まる要因となっている家庭系生ごみを減らすことは、カラスが住みにくい環境をつくることに重要であり、ごみの捨て方の周知徹底やコンポスト化の推進を図り、併せてごみ減量化に努めてまいります。

カラス対策は、本町だけの問題ではなく、近隣市町村、また、ひいては全国的な問題であります。各種事例などを参考にしながら、町民・行政がそれぞれの役割のもと協働して対策を講ずることで効果が生まれ、結果として町のごみ減量化・リサイクルの推進にもつながるものと考えております。

次に、(2)についてお答えいたします。

カラスの糞害については、特に旧町内において被害が数か所確認されております。糞害の対策としても、カラスを滞留させないことが最重要であるため、現在効果が確認されているレーザーポインター対策を中心とした追い払いを強化していきたいと考えて

おります。

このレーザーポインターをカラスに照射することにより一旦はその場から逃げますが、すぐ近くに滞留する傾向があり、また、最終的には元の場所に戻ってくる結果が得られているため、継続的な実施と複数のレーザーポインターを使用しての追い払いが効果的と考えております。

現在、町で所有しているレーザーポインターは今年度購入した2台を含め合計3台ありますので、自治会と連携しながらこの3台を有効的に使い、カラス本来の生息域である森林へ追い払うことによって糞害を減らしていきたいと考えております。

また、先に述べた家庭系生ごみを減らすことが、カラスの食料をなくすことにつながることから、ごみ減量化とごみの捨て方の徹底と合わせて取り組んでまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問あればお願いします。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

順序逆になりますが、防災行政のほうから先に質問させていただきます。

この前も全協のほうで簡易ベッドと、先ほど出ましたけども、簡易ダンボール、それから仕切りのダンボールの、出たんですが、すみません、こんなところで聞いていいんだかどうか、単価的にはいくらになるか教えてもらっていいですか。

◎議長（水野孝一君）

物江政博君に申し上げます。ただいまの質問は通告の範囲を超えておりますので、ご注意願います。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

すみませんでした。

それでは、避難所における態勢なんですけども、簡易ベッドとダンボールの、その保管場所、この前、軽く聞いたんですけども、その保管場所から各避難場所に移動する手段としての方法。そしてまた、その災害時ですから、さっき赤城議員が出しましたけども、消防団とか、そういう人たちの力が借りられないと思うんですけども、そういうときの対応はどのようなふうになっているのか、お伺いします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

850 セットというようなことで、ダンボールベッド、それからパーティションというように準備をするというようなことで、初日に議決をいただきましたので、本契約というようなことでさせていただきました。そういった中でありますけれども、保管の場所というようなことでありますが、850 ですので、かなりの、この前も申し上げましたが、約 11 t のコンテナトラックで 2 台以上になるのではないかというようなことだったので、ただ、指定避難所というようなことになりますので、ただそこに、やっぱり基本的には置きたいというような考えであります。

ただ、どうしても学校の体育館というなのが主な施設になってきますので、そこになかなか 50 セットもというようなところは、なかなか厳しいというようなところ、当然、私たちも思ってますので、まだその施設のほうとは協議はしてございませんが、物品が納品されるまでについては、この間も若干触れましたが、10 セット程度はそれぞれ、その施設には置いていきたいと。

ただ、ベッドを使う方、あるいはそのパーティション、今回、コロナ禍というようなことになりますので、当然、水害とか何かになってくれば、そういったものを使わなくちゃならない、避難所を設置した場合にはそういったものを使わなくちゃならないというようなことにはなってくるわけでありましてけれども、基本的には、やっぱり高齢者の方であったり、全員が、避難所に来た方全員が使うというようなことではありませんので、当然その辺は見極めながら対応していく。当然、全員来られても対応する分だけのベッドは、当然ありませんので、そういったところも含めながら対応をしていくというようなことですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

それに関連してなんですけれども、その設置時間とか、それをつくるのは、その方が、いただいた方がつくるんだか、誰かやってくれるんだか、というのを伺います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

当然、我々で設置はいたします。各指定避難所の担当者の割り振りというのも、これ人事異動、4月で人事異動になった場合には、至急それぞれの担当者を含めながら、対応者を割り振りをしていくというようなことでありますので、私たち職員が対応していくと。

それからあと、訓練の中でも、防災訓練なり何なりの中でも、そういったダンボールベッド、今、ダンボールベッドはちょっとないんですけども、パーテーションなりの組み立てというようなことになってくると、そういったものの組み立てについては、もう3分、5分でできるというようなことであります。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

あと避難所とといいますと、人が集まりすまので、一番心配なのはトイレの問題なんですけども、そっちのほうの問題はどういうふうに考えているか、お伺いします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

避難所でよくいわれるのが、TKBというようなことで、トイレ、キッチン、ベッドというようにところがよくいわれます。その中のトイレでありますけれども、通常の部分であれば、体育館なりに設置してあるトイレで十分可能であるというふうには考えます。というのは、ちょうど東日本大震災のとき、それで、いわゆる葛尾村が川西のコミセンのほうに避難をしてまいりました。その段階で、なかなかやっぱり本当に足の踏み場もないというようなところで、ギャラリーまで使って、寝袋使いながら泊まれたというようなことで、かなりの人数があそこに入ったというようなところでありましたけれども、その中でも十分、仮設のトイレまで準備するまでも至りませんでしたので、そういった中で、十分、設置の中では対応できるのかなというふうには思っています。

ただ、対応できない場合には仮設のトイレの設置というようなところも、十分これは考慮していかなくちゃならないというふうに思います。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

それでは、防災のほう終わりました、次に有害鳥獣のほうの質問をしたいと思うんですけれども、ちょっと質問内容はばらばらになりますけれども、里山整備の問題なんですが、本町のほうの近隣の中には、いろんな国有林も含まれると思うんですけども、ありますか、国有林は。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

里山といいますか、国有林はございます。町内で国有林は40haということで、国有林はあります。ただ、農地と隣接している国有林というのはなかったと思います。

◎議長（水野孝一君）

質疑の途中でございますが、昼食のため休議といたします。 （午前12時01分）

再開は午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。 （午後1時00分）

再質問の前に佐藤産業課長より、物江議員の再質問の答弁訂正を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

先ほどの再質問で物江議員から、国有林は町にあるかないかの再質問で、その中で国有林の面積を40haと申し上げましたが、570haの間違いでございますので、訂正をいたします。

◎議長（水野孝一君）

再質問あればお願いします。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

今、国有林のことを聞いたんですけども、結局、被害集落の近くの山里ということが、山里に動物がいるということでもって、その国有林が多いと、個人的な土地とか、町の土地とかというのが少ないと、ちょっと難しくはなると思うんですけども、例えばそういうところの山里整備において、その整備することにより鳥害の巣を撤去するというふうなことであれば、できるだけ少なくなるんじゃないかと思うんですけども、その点はどう思いますか。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

まずその里山、緩衝帯といいます。山林と農地の間でございます。それを緩衝帯というんですが、その緩衝帯を整備する、きれいにすることによってイノシシの侵入を防ぐと、ことが効果が大きいということが実績でいわれております。イノシシは、行動範囲が思ったよりも縦横2K m²の範囲で動く、行動範囲なんですけれども、その2km範囲は、食べ物がある場所の近くの2km四方に棲んでいるということでございます。イノシシは人間が一番恐怖ということで、恐れているということで、その緩衝帯を持つことによって効果が絶大となるということになります。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

そういうことであれば、その被害部落の方に説明会が行われているということが示されましたけども、そういうことを説明して、すぐに実施することはできていんでしょうか。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

4月に町の鳥獣被害防止対策協議会というのがございます。その中に今年の被害、去年の暮れからの被害が大きい窪倉区、それから大村区、それから勝方区の3区のほうから代表者1名ずつ、この協議会のほうに入らせていただきまして、有害鳥獣の、イノシシですね、イノシシに対する対策をどうするかということでメンバーに入らせていただきました。

4月に村の臨時区会ということで、区民の方、集めていただきまして、電気柵、やっぱり有効なのは畑沿いに、一つの区だけじゃなくて、窪倉区、大村区、勝方区というようなことで3区にわたって電気柵を、やはり設置するのが一番有効だというようなことで、町のほうで進めたいということで話いたしまして、説明会も区に行って、職員が行って説明してきました。

しかしながら、やはり理解を得られない方もおられまして、例えば、農家がありますが、果樹農家もいろいろありますが、一農家のために何でこんなことしなきゃいけないんだと、農家がやればいいでしょうという方もいらっしゃいます。ましてや窪倉区や大村区については、赤留塔寺線のすぐ、塔寺線沿いに農地があって、西側の山林があると。赤留塔寺線の東がすぐ住宅があるということで、やはりイノシシというのは、やはり農産物や農地だけじゃなくて、結局、道路一つで民家に近いので、人的被害がやっぱり危険性があるというようなことも交えまして、3区域にわたって電気柵の設置をできないかということで説明をしてきたところではありますが、なかなか満場一致で話が進まないというのが現状であります。町としましては、なるべく早くご理解いただいて、電気柵のほう設置したいと考えています。

なお、その費用につきましては、多面的の交付金のほうから捻出していただいて、設置をしていただくというような考えでございます。大村区につきましては、現在、多面的はやってございません。来年度から多面的を申請したいというようなことで、大村区のほうからは返事をいただいております。

失礼しました。窪倉ではなく船窪です、船窪区です。失礼しました。大変申し訳ございません。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

今、人的被害という言葉が出ました。やっぱりそういうことを含めまして、早急にそれはやっていただきたい問題だと思います。

次にいきます。生息地の撤去はそれと同じなので、あと個体数の削減ということになるわけなんですけども、それは私の考えていることは、ほかにも考えてる方おいでになると思うんですけども、ただ殺して食べるだけ、食べるだけを目的としたことじゃなくて、全国にもありますテーマパークみたいな感じの、イノシシ園みたいな、そういうの

を町にちょっと考えられないのか、お伺いいたします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

今のところテーマパークというのは考えてございませんが、その個体数を減らすために、県の委託事業で猟友会のほうに直接委託して、イノシシ1頭当たり8,000円、シカ、シカも1頭当たり8,000円ということで報奨金を出しているというようなことで、そのようなことで個体数を減らすために、県の事業で行っているところでございます。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

どうしても食べたいみたいなので、いきますけども、25年間これから食べられないというような方針でよろしいんですね。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

イノシシも含めまして、クマもそうですが、放射能の関係で、まだ摂取できません。摂取が解除になっておりません。ましてや販売も解除になっておりませんので、捕獲したイノシシにつきましては埋設しております。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

であれば、捕獲したイノシシはどうしてるんでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

捕獲したイノシシも、クマもそうですが、全て埋設です。重機で穴を掘って埋設しております。その土地については、罾を設置したところの所有者とか、その近隣の土地の農業者の方の許可を得て、そこに埋設しております。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

村おこしに活用できないかということで、もう一度お聞きしますけども、町、この町には使わなくなったスキー場とか、土地が余っております。環境的にもイノシシの住ませるにはいいようなところですし、やはりそのようなテーマパーク的なものを利用して、何頭でも捕獲したならば、それを飼育してみて、何か産業的に利用できないか、町おこしにつながらないかということも考えていただきたいと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

今の時点では、そういうテーマパーク的なものにつきましては考えてございません。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

イノシシを終わります。

カラスのことなんですけど、やっぱり毎回糞害ということで、だいぶ苦勞しております。今回もそうなんですけども、朝になると役場の職員の方が庁舎前を高圧洗浄機でもって掃除している姿をよく見られます。各町内においても、やはりブラシでもってこすってきれいにしている町内の方もおいでになるんですけども、そこをどうにか、やっぱり町のほうで予算化して、高圧洗浄機をいくらか、何台か買っていただいて、貸し出すぐらいの方法はないかお聞きしたいと思います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

現在のところは糞が出ないように対策というようなことで、レーザーポインターを使用した、いわゆる追い払いを中心にやっております。それでもって糞害についての効果が少ない場合は、また別な方法ということで考えたいと思いますので、現在については、高圧洗浄機については今のところは検討しておりません。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

出てないといっても実際出てますので、糞のほうは。今のところ、追い払いが間に合わなかったら、後で考えるんじゃないかと、やっぱり早急に考えていただきたいと思えます。その点はどうでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

これは、やっぱり先ほどのイノシシの件もそうですけれども、個体数を減らさないとか糞害も減っていかないというような状況が考えられると思います。個体数を減らすというのは、イノシシ以上にカラスのほうはすごく生息数が多いので、非常に難しい、現状では難しいところがあるのは事実です。7月と8月に駆除隊によって実施された、その捕獲数ですけれども、全部で7日間、7月と8月やりまして45羽を捕獲しました。しかし45羽といっても、絶対数から比べると非常に少ないというののおわかりかと思いません。

特に物江議員が今回で3回の質問いただいているわけですが、なぜこのように増えたのかなということいろいろ私どものほうでも調べてみました。特にカラスの生態系に関しましては、宇都宮大学の農学部が非常にいろんなことを研究されたり、実践されたてまして、会津若松市において、ムクドリ、それから今回のカラスについて、追い払いについて効果があったということで、私どももその実施方法を学びました。その宇都宮大学の農学部の見解によりますと、近年、特にこのような雪国でカラスが増えて

いるという状況なんですけれども、去年、それから一昨年、暖冬だったために、通常ですと雪が降って積雪があると、カラスというのは非常に新陳代謝が高い生き物ですので、冬の間で死んでしまうという個体数が非常に多いそうなんです。ですから、今までですとある程度のバランスが取れていたんですけれども、暖冬の影響で非常に増えて、物江議員の質問につながっているのではないかというふうに思います。

ですから、今回、秋から冬、そして春につながる段階で、できるだけ生ごみによるエサの摂取とか、そういうのをなくすことで個体数の減少につなげていきたいという考えを持っています。そういった一連の流れを今後見た中で、それから高压洗浄機も含めた中で、それはその後の研究課題としていきたいと思っております。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

洗浄機がダメならレーザーポインターの件なんですけれども、個体数に比べて計 3 台ではちょっと少ないような気がするんですけども、それはやっぱり購入して各自治会に貸し出すというようなことは可能かどうかお聞きします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

確におっしゃるとおり 3 台というのは少ないかもしれませんが。とりあえず 3 台ということで導入しましたのは、効果もみながら、購入したのはいいけれども効果がなければ、行政のやることとして、やっぱり結果も求められますので、効果もみながらということで、とりあえず 3 台ということで現在ありますので、それについても今後台数の増加とかも含めながら考えていきたいと思っております。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

最後です。捕獲許可ということなんですけれども、一般の方が罟を掛けるのは違反というのを聞いております。ですが、罟は罟設備みたいなのがネットでも売ってるし、その辺のホームセンターでも見かけることがあります。それを掛けた場合、掛けて、例え

ばそれが違反ですから、掛けてはいけないことになるんですけども、それを掛けた場合は、町としてはどのような対応をするかお聞きします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

市販で売っている罌につきましては、罌を仕掛けていい場所というのは、敷地内、例えば家の塀で囲ってある敷地内で、例えば仕掛けるのは問題ございません。それを農道のところに置いたり、畑に置いたりするのは、それはちょっと違反ということになりまして、違反になりますので、町としては仕掛けないように指導するということになりません。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

これもちまして質問を終わります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、物江政博君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により8番、佐藤宗太君登壇願います。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)(登壇)

8番、佐藤宗太でございます。通告の順に従いまして、一般質問をいたします。

新型コロナウイルスが世界的な脅威をふるう中で、本日9月8日、朝6時59分現在では、世界全体では感染者数2,702万943名、日本では感染者数7万1,856名、福島県では感染者数178名となっており、会津管内でも感染者が確認され、ウィズコロナを意識し、なお一層、新生活様式に取り組まなければならないと実感しております。

早期収束が見えないそのような脅威の中、3密を防ぐことが難しい現場で、感染しないか、感染させてしまわないかという緊張の中、取り組まれております医療、介護、教育をはじめ、私たちの生活を支えてくださっております各業種の方々に、感謝と敬意を

申し上げたいと思います。

全世界で人類の英知を結集させながら、ワクチンや治療薬の開発などがなされておりますが、一日でも早く実用化がなされることを願うばかりです。

当町におきましては、国給付金の迅速な対応、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、会津坂下町生活支援事業、全体事業費 5 億 1,310 万円、交付金 4 億 1,448 万 1 千円と、実施計画が示され、緊急時に迅速に、適切に取り組みられておりますことに感謝申し上げたいと思います。

コロナ禍におきましては、不安感などから外出自粛によりすごもりを余儀なくされる方々も少なくなく、目まぐるしく変化する社会状況下におきまして、メンタルヘルスを保つのが難しい方々が少なくないといわれております。しかしながら、すごもりでもできる清掃などの美化活動は、精神的安定効果やストレス発散効果があるとされ、当町では様々な生活支援事業がなされているところではあります。私は町民の皆様に対し、幅広く支援するには、公平性の観点から、期間限定での全世帯を対象にしたごみ袋の無料配布も有効ではないかと考えます。また、適度な運動量が見込めることから、高齢者のフレイル対策にも有効であると考えます。

そこで第 1、町民福祉についてですが、1、コロナ禍における緊急事態宣言や行動を抑制される社会状況の中で、一般ごみが増加傾向にある。期間限定でごみ袋の無料配布などの生活支援策は有効だと考えるが、今後の見通しはどのようなものかについておただしいたします。

2025 年以降、1947 年から 49 年の第 1 次ベビーブームで生まれた団塊世代である 75 歳以上の人口は、全人口の 18.1%を占める 2,179 万人となり、日本人のおよそ 5 人に 1 人が 75 歳以上という超高齢化社会が到来します。元気に長生きしていただくためにも、当町の健全な財政運営の観点からも、健康寿命の延伸は必須であり、医療費等の抑制をする取り組みは欠かせません。

そこで第 1 の 2、高齢者の健康寿命延伸が当町の健全な財政運営には欠かせない。今後さらなる健康を増進策が必要だと思われるが、今後の見通しはどのようなものかについておただしいたします。

次に、第 2、産業についてですが、地域振興施設である道の駅あいづ湯川・会津坂下がオープンし、来月で 6 周年を迎えようとしております。コロナ禍で全国緊急事態宣言等により、営業自粛する店舗が少なくない中、集客数が減少する状況下におかれましても、徹底した新型コロナウイルス感染症予防対策に努められ、営業を継続し、当町などの農産物や物産等の振興に寄与されたことは、地域振興施設としての役割を果たしてくれたのではないのでしょうか。関係各位に感謝を申し上げたいと思います。

しかしその一方、湯川村と当町の生産者以外からの類似商品もよく見かけるようになり、町民からは地域振興施設としては、湯川村、会津坂下町の商品を中心に扱うのが目的だったはずが、他町村の類似商品が目立っているなどの声があがっております。また農産物におきましては、生産者により品質のばらつきがあり、他商品への影響などが気になるなどの声も出はじめております。

そこで、1、道の駅あいづ湯川・会津坂下についてですが。

(1)道の駅あいづ湯川・会津坂下のコロナ禍の影響と今後の見込みをどのように分析しているか。

(2)会津坂下町、湯川村商品と、その他地域の生産者数。その取り引き比率と売上比率の割合は。

(3)安心安全な農産物確保をするために、筆頭株主としてトレーサビリティについてどのようにしているか。どのように指導しているのかについておたじいたします。

次に、糸桜里の湯ばんげについてですが、糸桜里の湯ばんげは令和4年3月31日までに営業廃止、もしくは売却の方針が示されています。全国緊急事態宣言や外出自粛ムードの影響が経営悪化をまねいているのではないかと危惧されます。

そこで、(1)糸桜里の湯ばんげのコロナ禍の影響と今後の見込みをどのように分析しているのか。

(2)令和4年3月31日までに糸桜里の湯ばんげの営業廃止、もしくは売却が掲げられているが、コロナ禍の影響と今後の見通しをどのように分析しているのか。

(3)糸桜里の湯ばんげの営業廃止、もしくは売却について、今後のスケジュールはどのように考えているのかについておたじいたします。

次に、情報発信についてですが、当町におきましては、町民への情報発信、周知について徹底させるべきではないかと、たびたび町民の皆様かの声があがります。適切にかつ幅広く情報を発信することは、防災、生活、産業、観光、福祉、教育、スポーツなど、様々な分野において有効だと思われます。

当町におきましては、広報紙やホームページ、フェイスブックなどを活用した情報発信等に取り組みされており、評価をするものでございますが、若年層などへの情報伝達の手段の一つとして、LINEも有効ではないかと考えます。様々な情報伝達手段により、町民の皆様への適切な情報提供、それは重要であり、また坂下と関わりのできた交流人口の維持や継続、増加。当町から進学や就職などで他地域へ移住する方々との関係人口の継続維持のためにも、適切なツールでの情報発信は必要ではないかと考えます。

そこで、1、若年層への情報伝達の手段の一つとしてLINEなどを活用した情報発信をすべきと思うが、今後の見通しは、についておたじいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

8番、佐藤宗太議員のおたじのうち、私からは、ご質問の第2の1の(1)についてお

答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、4月7日に緊急事態宣言が発令され、対象地域が全国に拡大されたことを受けて、「道の駅あいづ湯川・会津坂下」では、営業時間の短縮やレストランの臨時休業を決定し、ゴールデンウィーク期間中は駐車場の台数制限を実施するなど、感染拡大を防止するためのあらゆる対策を講じながら営業を続けてまいりました。

コロナ禍における影響につきましては、4月から8月までの売上額の合計は、前年比で80.1%となっておりますが、月別では4月が71.8%、5月が最も低く58.4%、6月は83%、7月は90.3%、8月には99.8%まで回復いたしました。8月における売場別の売上につきましては、農産物は117.5%と前年を超える売上となっている一方、物産品は87.1%、レストランは75.3%に留まっております。

感染拡大が収束し、営業時間短縮や臨時休業、入場制限等の措置を取らざるを得ない状況がなくなれば、月別の売上は徐々に昨年並みに回復していくものと考えております。

コロナ禍における営業体制の検証と売上データ等の分析により、「新しい生活様式」への対応を図りながら、今後とも地域振興施設としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第1と2についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」により、町民は不要不急の外出を控え、在宅時間が増加したことで家庭から発生するごみの量は、例年より増加することが予想されました。

緊急事態宣言が出された本町の4月から7月までの一般家庭ごみの搬出量は、可燃ごみが4ヵ月間で前年比2.7%増の977.1t、不燃ごみが前年比16.7%増の104.3tでありました。また、排出者本人から会津若松市の環境センターへ直接搬入した量は、可燃ごみが前年比12.3%増の14.5tで、不燃ごみが前年比6.5%減の5.4tでありました。その中で7月の排出量では、可燃ごみが前年比3.9%減の236.2t、不燃ごみが前年比10%減の15.5tとなっていることから、巣籠もり状態でのごみの排出量のピークは過ぎたものと捉えております。

ごみ袋の無料配布は、ごみ処理手数料の減免措置であり、町民の方の負担が軽減されることにおいては、生活支援策の有効な手段の一つとして捉えることができるかもしれ

ません。しかし一方、循環型社会の形成に向けた本町のごみ減量化の視点から捉えますと、ごみ排出促進につながる可能性もあり、むやみにごみを排出する人が増加することも考えられます。

以上を踏まえ、現時点でのごみ袋の無料配布の支援策は考慮せず、9月以降についてもごみの排出量を抑制できるよう、リデュース、リユース、リサイクルに加え、リフューズ（発生回避）の4Rの取り組みを事業者と行政が一体となって推進し、さらなるごみの減量と資源化を図ってまいります。

次に、2についてお答えいたします。

高齢化社会における健康寿命を延ばす施策としては、介護予防、疾病予防、高齢者の生きがいがづくりが重要であると考えております。

現在、各地区コミュニティセンターや21の自主団体において、茶話会、体操、講話、趣味などを活動内容とした「サロン事業」の取り組みを実施いただいております。町ではサロン事業が、生きがいがづくりを含め、介護予防や認知症予防に大きな効果があると考え、団体の立ち上げ支援を社会福祉協議会に委託しており、昨年度は新たに5団体が活動を始めました。コロナ禍にあっては、自宅でマスク作製をし、高齢者に配付した団体もありましたが、6月からは通常の活動を再開した団体が増えております。

また、今年度より高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援をするために福島県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を行っております。本事業は、医療・介護・健診データにより地域の健康を分析し、高齢者の健康促進に取り組んでいくものです。町保健師がサロンなどの通いの場を利用し、介護予防の普及促進、健康教育、健康相談を実施しておりますが、加えて今後は、戸別訪問や電話連絡による低栄養防止に関する相談・指導や生活習慣病等の重症化予防の取り組みを行ってまいります。

さらに、コロナ禍における外出自粛による健康への懸念から、6月には町広報を通じて、自宅において気軽に取り組みが可能な「フレイル予防」や「健康ポイント事業」への取り組みについてお知らせしたところです。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年や65歳以上の人口が最大になる2040年には、医療や介護など社会保障費の増加が懸念されております。さらなる健康増進・介護予防の施策による医療費や介護給付費の抑制を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自立した生活を送ることができるように、関係機関と連携を図りながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援など、さまざまな方面からの支援を、切れ目なく一体的に提供できるよう努めてまいります。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、ご質問の第2の1の(2)と(3)についてお答えいたします。

はじめに(2)についてお答えいたします。

道の駅あいづは、会津坂下町・湯川村の地域振興施設であることから、出荷・納品している生産者・納入業者数や売上比率を把握し、経営改善等にあたるべきものと考えております。

令和元年度の実績によりますと、出荷農家数は、会津坂下町が102名で42.5%、湯川村が35名で14.6%、その他地域が103名で42.9%であり、その売上比率は会津坂下町が37%、湯川村が19.4%、その他地域が43.6%となっております。一方、物産品の業者数は、会津坂下町が38名で27%、湯川村が3名で2.2%、その他地域が100名で70.8%であり、売上比率は会津坂下町が45.3%、湯川村が0.4%、その他地域が54.3%となっております。

売上総数の比率は、会津坂下町・湯川村合計で51.05%となっておりますが、さらに比率が向上するよう出荷者数及び出荷業者の掘り起しに努めてまいります。

次に(3)についてお答えいたします。

地域振興施設である道の駅あいづには、安全安心な地元の食品や農産物を提供するため、生産者と道の駅あいづがともに品質管理に努めることが、消費者からの信頼を得、安心して消費していただくという責務があると認識しています。そのためには、生産から出荷・流通・販売・消費段階までを記録・管理し可視化することで、リスク管理を強化し品質向上につなげる仕組みであるトレーサビリティが必要不可欠であると考えております。

これまで、道の駅あいづ「農産マーケット」では、出荷農家からの栽培履歴を提出していただき、検査員を配置し残留農薬や使用農薬の検査等を実施するなど、安全安心な農産物の提供に努めておりましたが、さらに取り組みを強化していく必要があることから、栽培履歴等を可視化する仕組みの構築や、生産者への栽培指導等を実施することといたしました。

この取り組みには、専門的な知識を有する人材が必要であり、また、新型コロナウイルス感染症への対応等により道の駅スタッフも不足していることから、その指導にあたる専門員を業務委託により8月1日から配置いたしました。

具体的な業務の内容としましては、「農産マーケット」の売場での陳列・品質管理・梱包等の指導、スタッフへの指導、出荷農家への研修会や生産現場での指導、栽培履歴等の可視化を含むトレーサビリティシステムの確立であります。業務開始から1ヵ月が経過しておりますが、着実に業務が進行しているとの報告を受けております。この仕組みが確立されることで、道の駅あいづに対する消費者の安心感が増加するものと期待しております。

今後とも、安全安心な農産物の提供に努め、地域振興施設としての役割を果たしてまいります。

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

私からは、ご質問の第2の2についてお答えいたします。

はじめに、(1)についてお答えいたします。

糸桜里の湯ばんげにつきましては、コロナ禍の影響対策として、3月3日から3月23日までの間、午前9時から午後8時までの営業時間を、午前10時から午後6時まで時間短縮を実施し、3月の入館者数は対前年度と比較して約3割減となっております。

さらに、4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染防止予防策として、4月18日から5月31日までの間、臨時休業をいたしました。

緊急事態宣言が解除され、6月2日より再開されましたが、入館者数は対前年度と比較して、4月は15日間の営業で約7割減、6月は約3割減、7月は約1割減となっております。

3月から7月までの入館者数及び温泉利用料につきましては、3月は入館者数7,233人温泉利用料263万1,330円、4月は入館者数2,780人温泉利用料115万6,530円、5月は臨時休館により入館者はありません。6月は入館者数5,795人温泉利用料245万4,140円、7月は入館者数6,593人温泉利用料259万2,560円となりました。

3月から7月までの合計で、入館者数は2万2,401人、温泉利用料は883万4,560円となります。前年度と比較しますと、前年度の入館者数は4万3,058人、温泉利用料は1,733万4,680円でありますので、対前年度と比較して、約5割減の状況となっております。

次に、(2)についてお答えします。

町の財政健全化アクションプランにより、今後10年間の財政シミュレーションを策定する中で、施設の老朽化に対する維持管理運営等を踏まえ、約5,300万円の指定管理料の一般財源からの支出は厳しいものとの判断したことから、糸桜里の湯ばんげについては、営業廃止もしくは売却ということに至りました。

コロナ禍の影響により、今後においても入館者数の拡大は見込めない状況にあり、温泉施設に係る人件費を除く運営経費については、光熱水費等を含め約7,900万円を要しなければ運営ができない状況にあります。

このような状況を鑑みたとき、今後の運営については、厳しいものがあり、財政健全化アクションプランに示している道筋について、現実的な課題として取り組んでまいります。

次に、(3)についてお答えします。

糸桜里の湯ばんげの営業廃止もしくは売却のスケジュールについては、指定管理者である株式会社津ばんげ公共サービスとの協議を進めておりましたが、想定外のコロナ禍の影響で、遅れている状況であります。今後、年間10万人を収容している健康保養

施設であることも前提にしながら、今年度に策定する来年度の実施計画を目途にお示ししたいと考えております。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、ご質問の第3の1についてお答えいたします。

本町では、平成24年度よりフェイスブックを導入し、1,266人のフォロワーの方々に情報発信を行ってまいりました。今年度の実績としましては、新型コロナウイルス感染症支援関連情報及びイベントの情報や、その様子をリアルタイムに伝える投稿など95件を掲載し、延べ8万2,328名の方々にご覧いただいております。町の情報を多くの方々に発信し、その魅力を感じていただくためには「誰に・どのツールを活用し」情報を伝達するのが重要であると認識しております。

そのため、昨年度より、戦略的な情報発信の強化を目指し、フェイスブックのほか、あらゆるSNSサービスの導入に向け準備を進めております。具体的には、若者世代の利用者が圧倒的に多く、情報拡散力に優れるツイッター、幅広い年齢層が利用し、写真掲載をメインとするインスタグラム、日本のスマートフォン保有者の80%が利用するLINEを今年度内に導入・運用し、それぞれのサービスの利用者世代や、その特徴に合わせた情報の発信と拡散に努めてまいります。

◎議長(水野孝一君)

再質問あればお願いします。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

まず第1の1について再質問をさせていただきます。

答弁で生活支援策の有効な手段の一つとして捉えることができるかもしれませんが、なかなか難しいというようなことがございました。こちら、様々な社会状況により、すごもり等による家庭で過ごす時間が長くなっていて、年齢が高い方々などに対しましては、精神的な不安があったり、フレイルにつながったりというようなことがあると思います。そのような観点から精神的安定やフレイル予防というような観点から、ぜひこのような生活支援策も継続して考えていただきたいと思います。再度答弁を求めます。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

会津坂下町のごみの排出量は、会津広域の中で一番排出量が少ない状況にあります。一番多い市町村と比べて3割以上も少ないような結果になっております。これは今まで私たちが取り組んできたごみの減量化が一つの結果となってあらわれている成果だと思います。

したがいまして、今回、コロナ禍によりまして一時的にごみの量は増えましたけれども、これをやっぱりチャンスと捉えまして、やっぱりポジティブな考えでもって、これを機会にさらにごみの減量化ということに、皆さんにお知らせするいい機会であるかと考えますので、ここはごみ袋を無料配布するのではなくて、ごみ減量化について新たに周知する機会としていきたいと思っております。

◎8番（佐藤宗太君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、佐藤宗太君。

◎8番（佐藤宗太君）

先ほど1の2とも関連するんですが、在宅でフレイル予防するような対策も提案をされているというような答弁ございました。恐らく先ほどの1の1につながるところでございますが、私が先ほど述べさせていただいたように、それもかなり効果が期待できるという部分もありますので、建設的にご検討をいただきたいと思っております。

続きまして、道の駅あいつについてでございますが、先ほど令和元年度の実績が示されました。出荷農家数は坂下町が102名で42.5%であり、売上比率が当町が37%であるとの答弁をいただきました。道の駅を当初立ち上げたときに目標数というものがあったと思っております。そのとき、私の記憶が正しければ、出荷農家数の目標値は200だったと考えておりますが、現在の数値に対し、町は現状どのような判断というか、評価をしているのかについておたじいたします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議員おたじのとおり、今現在102件の農家の方々になっております。102件の占める割合としては45.2%ございますが、売上が37%ということで、占める割合よりも売上割合は少ないという状況になってございます。その一つの要因としましては、登録は

しておりますけども、出荷に距離があって、また旦那様が高齢のために免許返納等で出荷に行けないという農家の方々が最近発生しているという状況もあります。また、会津坂下町の農業経営の形態からいきますと、園芸作物での多角化がまだ進んでいないという状況の中で、ほかの産地の方々と品目がかなりダブっているという品目がかなりあるということが、この要因になろうかなというふうに思っております。

今後はその出荷農家の方々に対して、巡回指導をしたり、多角的な品目の作付けをしたり、通年的に出荷ができるように指導をしていきたいというふうに考えております。これから年度末にかけて、産業課と協力しながら、農家に対する周知徹底を図って、登録農家戸数等を増やしていきたいというふうに考えております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長 (水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

地域振興施設として、やっぱり湯川村と当町で一緒にやっているということに関しまして、やっぱり当町や湯川村で揃うことができるものに関しては、積極的に出荷していただきたいと思っておりますし、そのための施策でやっているというところもありますので、ぶれないようにそちら、目標値に向かって取り組んでいただきたいと思っております。

現在、先ほども述べさせていただきましたように、生産者の方々から、当町と湯川村で揃うだろう商品の類似が他町村のものが非常に多いんじゃないかというような声がありますが、地域振興施設として立ち上げた当町、筆頭株主の当町として、その辺りをどのように考えているのかおたじいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議員おたじのとおり、出荷品目については坂下町の農家、湯川の農家、それ以外の農家の方々が、季節的にダブってしまって、多くの品目がそこに集まるという現状については、現状として発生しているというふうに考えております。

それらの改善につきましては、産業課と私ども、また道の駅の担当者、また農家の出荷代表、あと物産の出荷代表で構成します販路拡大会議を毎月開催をし、その中での改善策を模索しております。この状況の改善につきましては、道の駅の担当者のほうに毎月のようにお伝えをし、現実的にどのように改善していくかにつきましては、農産物の出荷者協議会の中で、品目が重ならないように、年間を通じた出荷契約をまず確認をしていながら、農業者の出荷の計画に合わせていきたいと思いますという話し合いもしてまい

ります。

今後そのような形を強化していきながら、会津坂下町、また湯川村の農家の方々が、売り場で農産品を売ることによって活躍できるような環境をつくってまいりたいというふうに考えております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長 (水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

立ち上げ当初と、かなりスタッフの離職率が一時期高かったりで、なかなか徹底した当町からの方針の指導というのが難しいのかなと感じるところはありますが、何のための地域振興施設なのかというのを、ぜひ丁寧に継続して伝えていただきたいと思っています。

今回、コロナ禍におきまして、かなり第三セクターなど、経営状態が厳しくなる可能性があるところがございます。道の駅が今後どれだけ持ち返すのか、経営状態がどれだけ応えられるのか、ちょっとわからないところもございますが、万が一厳しい赤字を出してしまったときの当町の対応はどのように考えているのかおたじたいします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

道の駅あいづ坂下について、私からご説明申し上げますが、今定例会で令和元年度の道の駅の経営状況についてもご報告させていただいたところであり、令和元年度の純利益については、約 980 万円。それらを含めます利益余剰金の合計は、今現在 2,000 万円になってございます。当初、令和 2 年度の事業計画の策定にあたりまして、道の駅で売り上げが 1 割減を予測し、利益余剰金、当期の利益余剰金が 498 万円と、利益があがるという計画を出させていただきました。今現在まだまだ 80%程度までしか回復しておりませんが、今後、第 2 波が拡大せず、順調に回復傾向にのっていければ、十分達成できるものというふうに考えております。

そのような状況にありますますが、この状況の中にあっても、皆様のほうに安心してお買い物いただきまして、喜んでご購入いただけるような取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

ぜひ、ウィズコロナを意識し、新生活様式に合わせて売り上げを回復していただきたいと思いますが、今後どういう状況になるのか、ちょっと見通しが立たない部分もあるかと思います。

そこで、町と株式会社湯川会津坂下のコロナ禍のような緊急事態における契約において、何か坂下町が負わなければならないような契約事項があるのかどうかについておたのしいたします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

この契約に関しましては、湯川村さんのほうで指定管理の契約をしていただいているような状況にあります。その指定管理の条項の中には、社会的な情勢の変化であったり、緊急事態のときについては、お互い協議をして決定していくということで、今現在の指定管理の契約の中には、今現在のようなコロナ禍におけます事態について、明確に示しているものはございません。その都度協議しながら決定していくということになるかというふうに思います。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

ぜひ筆頭株主として健全な運営に寄与できるように精一杯取り組んでいただきたいと思います。トレーサビリティについては、専門家の方にお力を借りながら改善を加えるということですので、ぜひ期待をしていきたいと思います。

次に、糸桜里の湯ばんげについてです。こちらも営業自粛期間があったり、かなりの経営悪化が見込まれるのだろうと、すごく心配しているところですが、こちらもし経営悪化し赤字になった場合、坂下町はどのような対応をしていくのかについておたのしいたします。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

糸桜里の湯ばんげにつきましては、協定の中で、不可抗力の場合、リスク分担表ありまして、不可抗力にあたる場合は町が負担するというようなことになっております。今回のコロナが発生しまして、休業期間、4月18日から5月いっぱいまで休館いたしました。その分については、このリスク分担表の中の不可抗力の中にあてはまるのかなと、金額はさておきまして、これからの公共サービスの協議になりますが、そちらのほうは町のほうで一般財源で対応するしかないのかなというようなことでは考えております。

年間を通した収支ですが、やはり7月までですと5割減と、入館者数は5割減というようなことであります。7月になって入館者数が1割減まで戻って、8月になりましてもそのくらいであります。8月下旬に会津若松、会津管内でコロナが発生したということで、これからまた入館の状況については、また厳しいものがあるのかなと、新しい生活様式の中でどう対応していくかというようなことになりまして、入館者数については厳しいものがあると想定しておりますので、今までのような経営のやり方ですと赤字が見えてきます。公共サービスのほうと早急に、いかに赤字を出さないかというようなことで、手法を協議したいというようなことで考えております。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

なかなか温泉事業ということで、コロナの影響が非常に大きいと感じております。余剰金もばんげ公共サービスに関しましては、それほどないという中で、もうすでに多額の売り上げ減が示されていると。当町としましては、町民生活支援事業ということで、全世帯への糸桜里の湯招待券の配布ということで、1,100万円強ですか、計上したと。それでもなかなか現実的には、経営のほうは厳しいのではないかとと思いますが、これが今後、実際売却の方針、もしくは営業廃止が示されているわけですが、これに与える影響について、再度伺いたいと思います。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

現在、町のほうでその糸桜里の湯に関して決定しているのは、5年間、終了した令和4年の3月までで、まず指定管理者はしないということは決定しております。それで、10万前後の入館者のある施設ということで、町としてはなるべく継続したいと考えもあり

ますので、公共サービスのほうで営業をやっていただきたいという考えがございました。しかしながら、このコロナ禍の関係で、営業が果たしてできるのかと、町からの委託料はもうなしということなので、委託料なしで公共サービス独自に温泉を営業できるかというのが一つの、今の課題となっておりますので、そこら辺も含めて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

先ほどの答弁でもありましたし、私が過去に質問したときも話が出ました。私は民間売却だと思っていたんですが、今回も、先ほどの答弁で指定管理者である株式会社津ばんげ公共サービスと協議を進めているということがあります。指定管理料を年間5,800 万程度ですか、ほかの付随するものも入りますが、そこに費やしてるわけですよ。それをゼロベースで考えた場合、選択肢に入ること事態が私は信じられないんですが、その根拠は何なのかおたいたします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

まず営業の、今の食堂を、温泉でやっている食堂につきましては、自主事業でやっております。今その自主事業の中の売り上げが約 4,000 万ちょっとぐらいございまして、それから、あとは、5,300 万、今、委託出してますが、それがなしとなると、食堂の売り上げを含めてなんですけども、入館料が去年ですと約 4,000 万ということになりました、でございます。

やり方としては、まずは今の食堂の部分については、4,000 万の売り上げありますが、温泉のみの営業というようなことも一つの方法というようなことでも考えております。そこら辺も公共サービスのほうと細かいところまで協議をこれから早急に進めていく考えでございます。

公共サービスのほうで、できないとなれば、これは公募して温泉を引き続き、業者さんに公募してやっていただくというようなことも進めなきゃいけないと。応募がなければ廃止というようなことになると思います。それで、その温泉以外の利用で購入したいところがあれば、そちらのほうに売却するというような考えでございます。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、佐藤宗太君。

◎8番（佐藤宗太君）

私は個人的には、町民の方からもよく聞くんですが、温泉は残ってほしいなというような声もありますし、私もその一人です。ただ、経営手法に関しては、当初示されたように、民間売却の可能性をしっかりと探っていただきたいと思います。

コロナ禍で、実際すごく厳しい状況になっているのは確かではありますが、そういう方針である、またほかの町に関連する団体が、今まで厳しい状態であったということを経験した場合、もう令和4年に売却もしくは廃止ということを示していたわけですから、民間企業さんも、直前に、例えば公募ですよとか、何か入札ですよ出しても、規模も大きいですし、民間企業さんも様々な計画を立てなきゃいけないことがあると思いますので、そこを早急にしっかりとしたスケジュールを立てながら準備をしないと、私は令和4年3月31日に大変な状況を迎えるんじゃないかということを危惧しています。あれだけの建物を廃墟にするわけにはいかないと私は思いますが、再度その辺りはどのような考えなのかおたじいたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

この件につきましては、非常に議員の皆様、町民の皆様にご心配をかけていると思います。今の話で、質問で整理しなきゃならないのは、温泉施設は町の施設です。公共サービスは指定管理を受けてる会社であります。ですから、そこがあ施設を持つということは全然意味合いが違います。ただその中で、ご承知のように、もう指定管理料の部分だけでもかなりの金額になってますし、やっぱり一番大きいのは、あの施設自体、もう今でもかなり改修必要なところあるんですけども、その先々を見た中で、先延ばし抑えている部分があります。その中で、もしこれでボイラー等がもうパンクしたら、とてもじゃないけど、いろんな改修も町の中で改修はできません。

ただ、やっぱり年間10万人の方、延べ人数の方利用していただいている。ただこの、たぶん半分以上は町外の方だと思いますけども、そういう施設をどのようにもっていくかという、非常に大きな問題でありまして、あそこがちゃんとした施設として残せるのであれば、やっぱり、先ほど来、出ておりますように、民間売却を含めてこれからやっついていかなきゃならないと思います。

ただ、その前の段階として、今の公共サービスが運営している段階で、最低限絞ったらどのくらいの経営ができるかということのをこれから、今、指定管理の終了までやっていこうと思っておりますので、その中で絞る部分というのは、たぶん食堂であったり、温泉

施設の時間短縮であったり、あるいは人件費であったり、これはもう会社に関しては人件費というか、人の雇っている部分にも関わりますので、大きな問題になりますが、それをどうやっていくかという、一つの選択肢です。

それから、やっぱりもっと考えなきゃならないのは、もしボイラー等や何か、主幹部分でだめになったら、もう非常に難しい部分ありますので、あれを温泉じゃなくて使えるような民間企業があるかどうか、これもやっぱりある程度の選択肢に入れておく必要もあると思います。

やっぱりこうやってきた一番大きな部分は、前からそうですけど、光熱費、オイルショックからどんどんと光熱費が上がってきて、それがものすごく人件費以上にくうようになったのが大きい部分です。ですから、最初のころはやっぱりある程度の指定管理、そのころは指定管理じゃなくて委託だったんですけども、それについても光熱費は町で持ってもできるくらいの、これはやっぱり保健福祉施設だという捉え方でやってきたんですけど、これからはそういうわけにもいきません。

ですから、本当にシビアな感覚でやっていかなきゃならないという部分は、これはコロナが一つの材料とした中で、コロナ禍で短縮してやってきた部分を、さらに継続した中で、経営の中でどれだけ圧迫しながらやっていくかということ、これから指定管理終了するまで、これは町と指定管理受けている公共サービスとの話し合いの中で、シビアな中でやっていきますので、その都度、議会の皆様には当然ご相談申し上げなきゃならない部分でありますので、ぜひその点をご理解いただきたいと思います。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

ばんげ公共サービス、民間企業ではありますが、社長は町長であります。町長が売却をする会社だと仮定するならば、かなりの難しいような課題も多々出てくるのではないかと思いますので、しっかりとその辺り、本当に指定管理料を入れずにできるのかも踏まえて、議論を重ねていただきたいと思います。

情報発信に関しましては、本当に前向きな、建設的な答弁をいただきまして、これから取り組んでいただけるということなので、期待をしたいと思います。

以上、一般質問とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、佐藤宗太君の一般質問を終結いたします。

◎議長(水野孝一君)

休憩のため休議といたします。

(午前 2 時 10 分)

再開を 2 時 20 分とします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午後 2 時 20 分)

日程第 3、請願の常任委員会付託を議題といたします。

本定例会において、去る 9 月 4 日、正午まで急を要するものとして認められ受理した請願は、お手元にその写しを配布しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

請願番号第 6 号、受理年月日、令和 2 年 9 月 2 日、件名「県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求める請願書」請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字古川甲 1090 番地。福島県立坂下高等学校同窓会長、渡辺東助、紹介議員、酒井育子、佐藤宗太。

◎議長（水野孝一君）

請願第 6 号について、紹介議員の説明を求めます。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

こんにちは。佐藤宗太でございます。

請願者、福島県立坂下高等学校同窓会長、渡辺東助氏からの請願書につきまして、紹介議員を代表し、ご説明申し上げます。

趣旨は、県立高等学校改革における坂下高等学校・大沼高等学校の統合・再編について地域実態に合った統合・再編にするために継続協議を求めることについて、県及び関係機関に意見書の提出を求めるとするものです。

2019 年 2 月 8 日に福島県教育委員会は、少子化などによる生徒数減少に対応、2023 年度までに県立高 25 校を 13 校に統合再編する計画をまとめ発表しました。

鈴木淳一教育長は「小規模校では生徒が切磋琢磨するために必要な集団規模の確保が難しく、部活動も限定されるため改革は避けられない。地域や学校の理解を求めながら進めたい」として、大沼高等学校と坂下高等学校の統合再編案を示されました。

しかしながら、坂下高等学校は昭和 24 年に会津農業高等学校普通科が坂下高等学校になり、その後も会津農林高等学校同窓会との交流を深め、継続しているという経緯がございます。坂下高等学校同窓会におきましては、協議会を立ち上げられ、議論を重ねら

れ、昨年 12 月には県教育長に、町長、前議長、県議が同席のもと、要望を提出した経緯がございます。

また、他の地域におかれましても、県立高等学校改革における統合再編について、地域実態に合った統合再編にするために、継続協議を求める声が高まっており、署名活動や県への請願などの働きかけをする動きが出てきております。

2020 年 6 月 17 日に坂下高校同窓会主催の第 2 回学校統合再編協議会におきまして、県からの説明は足りておらず、統合は時期尚早であり、県に地域に合った実情を理解していただくためにも、県との継続協議が必要であるとし、今後も会津農林高等学校との統合再編をしたいとの旨を県に働きかけていくこととし、継続協議に向けて取り組んでいくことが示されました。

つきましては、県及び関係機関に対し、下記事項について要請する意見書を提出していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1、福島県教育委員会の県立高等学校改革について関係各位と継続協議をすること。
- 2、地域の実態に合った学校統合再編とすること。
- 3、学校統合再編により精神的動揺をしている生徒や、高校進学予定者に向けた支援を充実させること。

請願者、福島県立坂下高等学校同窓会長の趣旨のご理解いただき、全会一致で採択を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の請願では、福島県立坂下高等学校同窓会長、渡辺東助氏は、緊急性を要するため、より深くご理解いただくためにも、もし要請されれば付託先委員会等での説明をすることもいとわないとのことですので、申し添えておきます。

以上、壇上より紹介議員を代表しての説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これらの請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会の一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

明、9 月 9 日は午前 10 時より各常任委員会。10 日、11 日は午前 10 時から決算特別委員会。12 日から 14 日は休会。15 日は午前 10 時より本会議を開きます。

15 日の議事日程は、当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2 時 27 分）

◎書記(橋本吉嗣君)

事務局より申し上げます。

9月9日に開催されます各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務産業建設常任委員会は北庁舎会議室、文教厚生常任委員会は3階大会議室です。

繰り返します。

9月9日に開催されます各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務産業建設常任委員会は北庁舎会議室、文教厚生常任委員会は3階大会議室です。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 8 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員